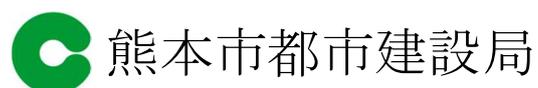


宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく  
許可申請の手引

令和7年5月改訂



本手引は、熊本市において宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可申請の手続きをする場合の取り扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等の名称は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
手数料条例	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）
細則	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成8年規則第15号）
細則要綱	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱（令和5年5月18日制定）
指導要綱	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱（令和7年2月6日制定）
違反措置要綱	熊本市違反宅地開発措置要綱（平成14年6月14日制定）

## 目 次

第 1 章 盛土規制法に基づく届出又は許可申請等の手続き

第 2 章 盛土規制法に関する工事の技術的基準

第 3 章 様式

第 4 章 例規・要綱等



# 第1章 盛土規制法に基づく届出又は許可申請等の手続き

## 目次

1	宅地造成等に関する工事の届出及び許可の概要	1
1. 1	宅地造成等に関する工事の届出及び許可の趣旨	1
1. 2	届出又は許可を要する工事	2
1. 3	届出又は許可を要しない工事	3
1. 4	届出又は許可に係る取扱い	4
1. 5	盛土規制法に基づく規制区域の指定状況	5
2	宅地造成等に関する工事の許可権者	6
3	宅地造成等に関する工事の届出又は許可申請等の手続きの流れ	6
3. 1	届出の手続きの流れ	6
3. 2	許可申請等の手続きの流れ	6
4	宅地造成等に関する工事の届出前又は許可申請前の手続き	8
4. 1	事前相談	8
4. 2	事前審査	8
4. 3	関係権利者への同意徴収	8
4. 4	周辺住民への事前周知	8
5	宅地造成等に関する工事の届出又は許可申請の手続き	9
5. 1	許可基準への適合	9
5. 1. 1	関係権利者への同意徴収	9
5. 1. 2	周辺住民への事前周知	9
5. 1. 3	工事の技術的基準	10
5. 1. 4	資格を有する者の設計対象工事及び設計者資格	11
5. 1. 5	工事主の資力・信用	12
5. 1. 6	工事施行者の能力	12
5. 2	届出又は許可申請の手続きに関する必要書類等	12
5. 2. 1	許可申請書作成にあたっての留意点	12
5. 2. 2	変更許可申請書作成にあたっての留意点	13
5. 2. 3	届出又は許可申請に必要な書類等	13

# 第1章 盛土規制法に基づく届出又は許可申請等の手続き

## 目次

6	規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出、擁壁等に関する工事の届出又は公共施設用地の転用の届出の手続き	20
6.1	変更届出についての留意点	20
6.2	届出に必要な書類等	20
7	宅地造成等に関する工事の届出受理又は許可の手続き	24
7.1	許可の審査、許可証の交付	24
7.2	届出受理・許可事項の公表	24
8	宅地造成等に関する工事の届出後又は許可後の手続き	25
8.1	現場での標識掲示	25
8.2	定期報告	25
8.3	中間検査	25
8.4	完了検査・完了確認	26
8.5	定期報告、中間検査及び完了検査・完了確認に関する留意事項	26
9	宅地造成等に関する工事の届出及び許可申請並びにその他の手続きに必要な書類	27
10	宅地造成等に関する工事の許可申請等に係る手数料	28
10.1	宅地造成等に関する工事の許可申請手数料・中間検査申請手数料	28
10.2	宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料	28
10.3	省令第88条に規定する証明書等の交付手数料	28
11	宅地造成等に関する工事の許可事務等に係る標準処理期間の設定	29
12	問い合わせ先	29
12.1	事前相談	29
12.2	届出・事前審査・許可申請	31

# 1 宅地造成等に関する工事の届出及び許可の概要

## 1. 1 宅地造成等に関する工事の届出及び許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成等に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、表1-1に記載のとおりです。

表1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草牧草地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいいます。(法第2条第1号)
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。(法第2条第1号)
公共の用に供する施設の用に供されている土地(公共施設用地)	次に掲げる土地をいいます。 道路、公園、河川(法第2条第1号) / 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設(政令第2条) / 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の設備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第2条第2項に規定する防衛施設(省令第1条第1項) / 国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設(省令第1条第2項)
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいいます。(法第2条第2号)
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいいます。(法第2条第3号) なお、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土地の形質の変更	盛土及び切土をいいます。 なお、法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものをいいます。(政令第3条) ① 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの ② 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①・②に該当する盛土又は切土を除く。) ④ ①・③に該当しない盛土であつて、高さが2mを超えるもの ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。)をいいます。(法第2条第4号) なお、法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものをいいます。(政令第4条) ① 高さが2mを超える土石の堆積 ② ①に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。(法第10条第1項)
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。(法第2条第7号)
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。(法第2条第8号)
造成宅地	宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいう。(法第2条第9号)
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。(政令第1条)
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

## 1. 2 届出又は許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、表1-2に記載の対象規模のものは届出又は許可が必要となります。

表1-2 届出又は許可を要する工事

区 域	行 為	対象規模		参考図
		届 出	許 可	
宅地造成等 工事規制区域 (法第10条)	宅地造成 (法第2条、政 令第3条)  特定盛土等 (法第2条、政 令第3条)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>③ 盛土と切土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>④ ①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの</li> <li>⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	<p>&lt;宅地造成&gt; &lt;特定盛土等&gt;</p>
	土石の堆積 (※1) (法第2条、政 令第4条、省令第8 条10イ)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの</li> <li>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	
特定盛土等 規制区域 (法第26条)	特定盛土等 (法第2条、政 令第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>③ 盛土と切土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>④ ①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの</li> <li>⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの</li> <li>② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの</li> <li>③ 盛土と切土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの</li> <li>④ ①～③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの</li> <li>⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<p>&lt;土石の堆積&gt;</p>
	土石の堆積 (※1) (法第2条、政 令第4条、省令第8 条10イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの</li> <li>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの</li> <li>② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの</li> </ul>	

※1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

### 1. 3 届出又は許可を要しない工事

表1-3に記載のものは届出又は許可が不要となります。

表1-3 届出又は許可を要しない工事

区 分	具体的な内容
<p>公共施設用地 (法第2条第1号、政令第2条、省令第1条各項) 【適用除外工事】</p>	<p>●道路、公園、河川 / ●砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 / ●雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条各号) 【許可不要工事】</p>	<p>●鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ●鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ●採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ●砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ●土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業 ●火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ●家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ●土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ●森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ●国若しくは地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構又は独立行政法人都市再生機構が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ●高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ●政令第4条第1号の土石の堆積（高さ2m超の土石の堆積）であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ●政令第4条第2号の土石の堆積（高さ2m以下かつ面積500㎡超の土石の堆積）であって、土石の堆積を行う厚さが30cmを超えないもの ●工事の施工に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※2）又はその付近（※3）に堆積するもの（※4）</p>
<p>許可の特例となる工事 (法第15条各項、法第34条各項) 【許可みなし工事】</p>	<p>●国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ●都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事</p>
<p>その他法の対象外となる行為 【土地の形質の維持】</p>	<p>●農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為（通常の生活活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高の差が1mを超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等）</p>

※1：「工事の施工に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土砂の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

※4：工事の現場の付近における土砂の堆積や、やむを得ず本体工事期間後継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

## 1. 4 届出又は許可に係る取扱い

### (1) 面積の算定方法

届出又は許可の要否の判定に係る面積、申請面積及び手数料算定面積の算定方法は次のとおりです。

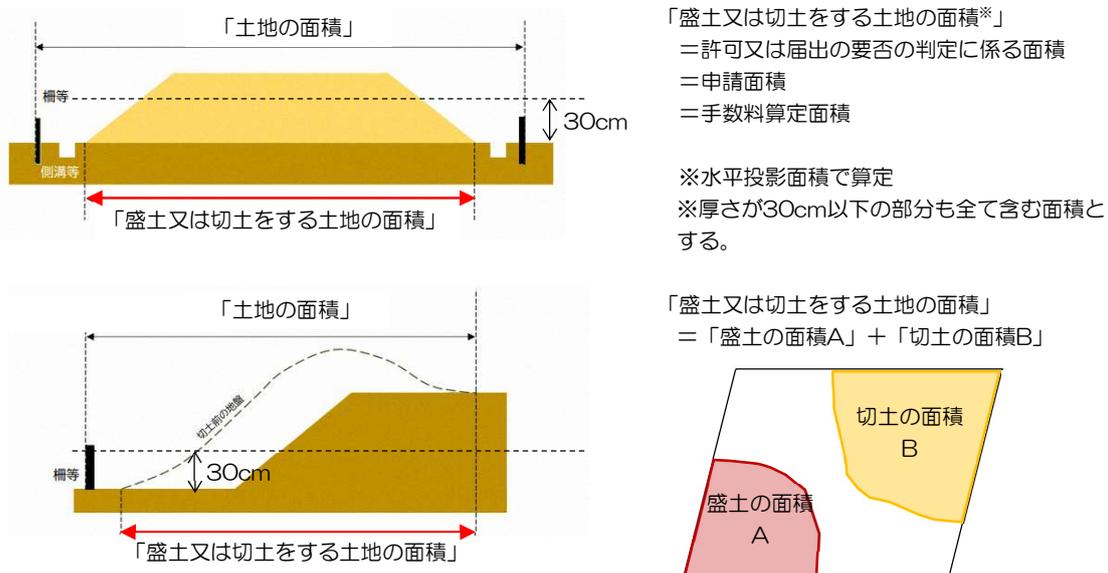


図1-1 宅地造成又は特定盛土等の面積の算定方法

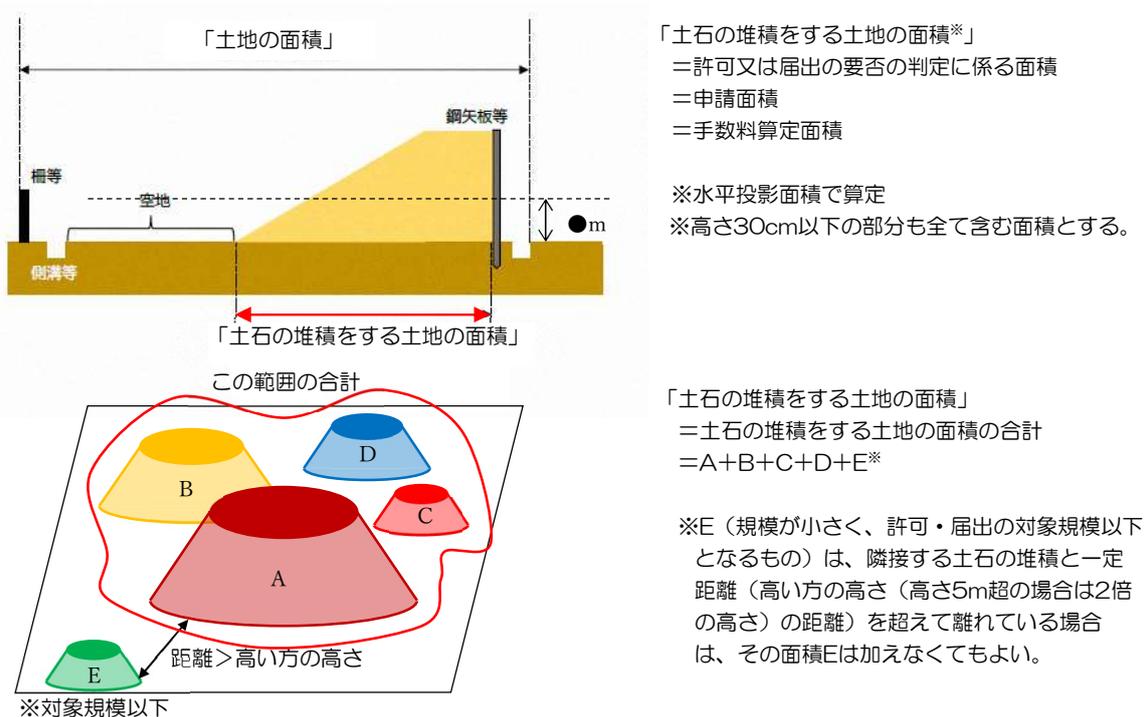


図1-2 土石の堆積の面積の算定方法

### (2) 一体盛土等の判断基準

既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、個々のケースにより判断することとなりますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象になり得ます。離れた位置で行う盛土等であっても、その状況によっては一体の盛土等として取り扱います。

盛土等の一体性は、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「事業者の同一性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。なお、既存盛土の上に盛土する場合には、当該既存盛土が基礎地盤となりますので、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認することとなります。

- ① 「物理的一体性」とは、盛土等が一体不可分となっている等、一体とみなす場合をいいます。
- ② 「機能的一体性」とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われる土地の利用や、相互に関連している場合をいいます。
- ③ 「事業者の同一性」とは、事業者が同一である場合をいいますが、実質的に同一と認められる場合も含まれます。
- ④ 「時期的近接性」とは、盛土等が行われた時期が近い場合をいいます。

## 1. 5 盛土規制法に基づく規制区域の指定状況

表1-4 規制区域の指定状況

区域名	告示日	告示番号	施行日
●宅地造成等工事規制区域	令和7年4月1日	告示第184号	令和7年4月1日
●特定盛土等規制区域			

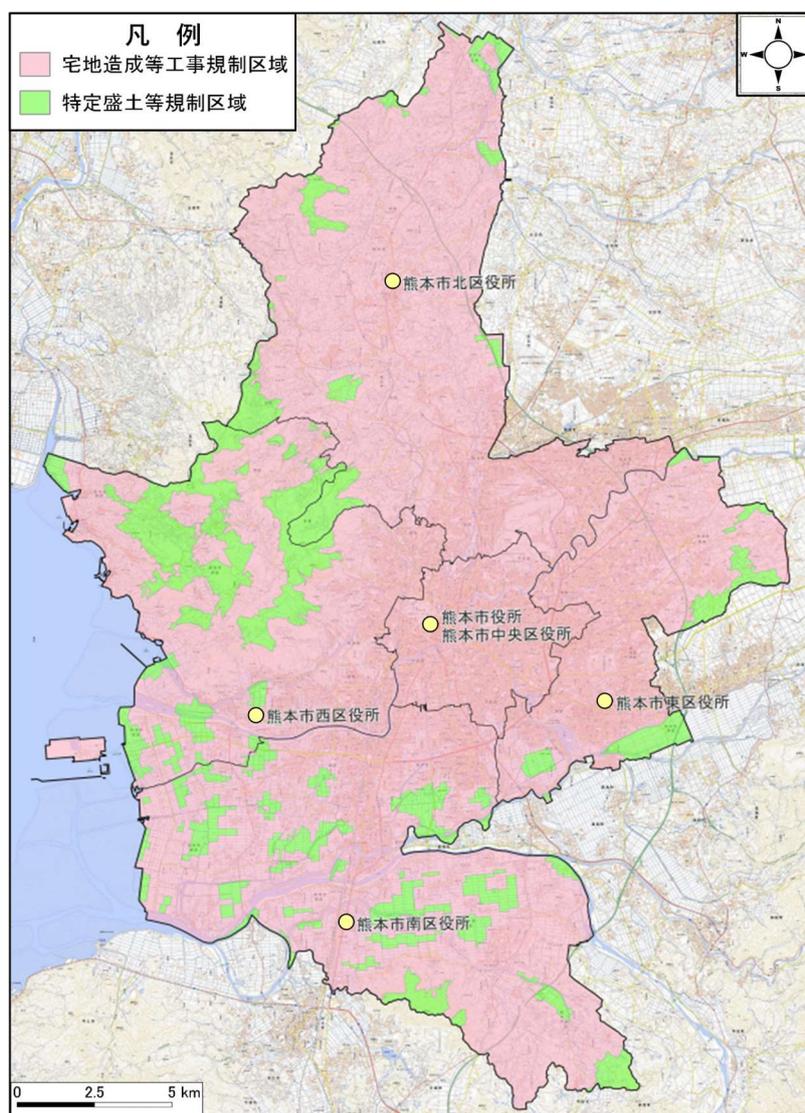


図1-3 規制区域図

※規制区域については、本市のホームページ及び地図情報サービスで公表しています。

- 盛土規制法について / 熊本市ホームページ ([city.kumamoto.jp](http://city.kumamoto.jp))  
[https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&type=top&id=48201](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=48201)
- 盛土規制法に基づく規制区域 / 熊本市地図情報サービス ([city.kumamoto.jp](http://city.kumamoto.jp))  
<https://www.sonicweb-asp.jp/kumamoto/>

## 2 宅地造成等に関する工事の許可権者

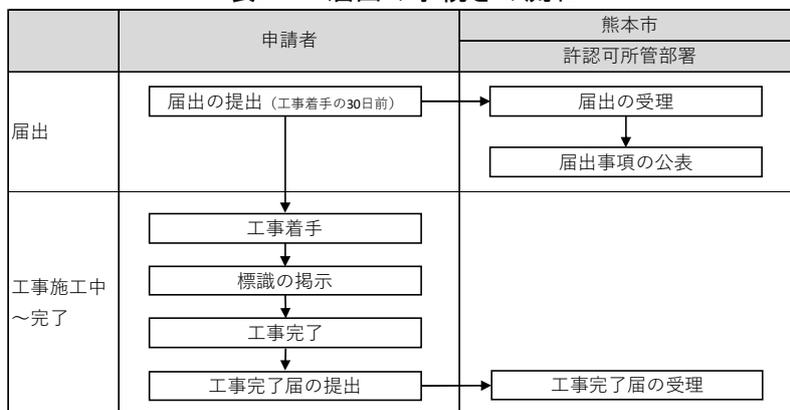
【法第12条、法第30条に基づく許可権者】 熊本市長

## 3 宅地造成等に関する工事の届出又は許可申請等の手続きの流れ

### 3.1 届出の手続きの流れ【法第27条】

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の手続きの流れは、表3-1のとおりです。

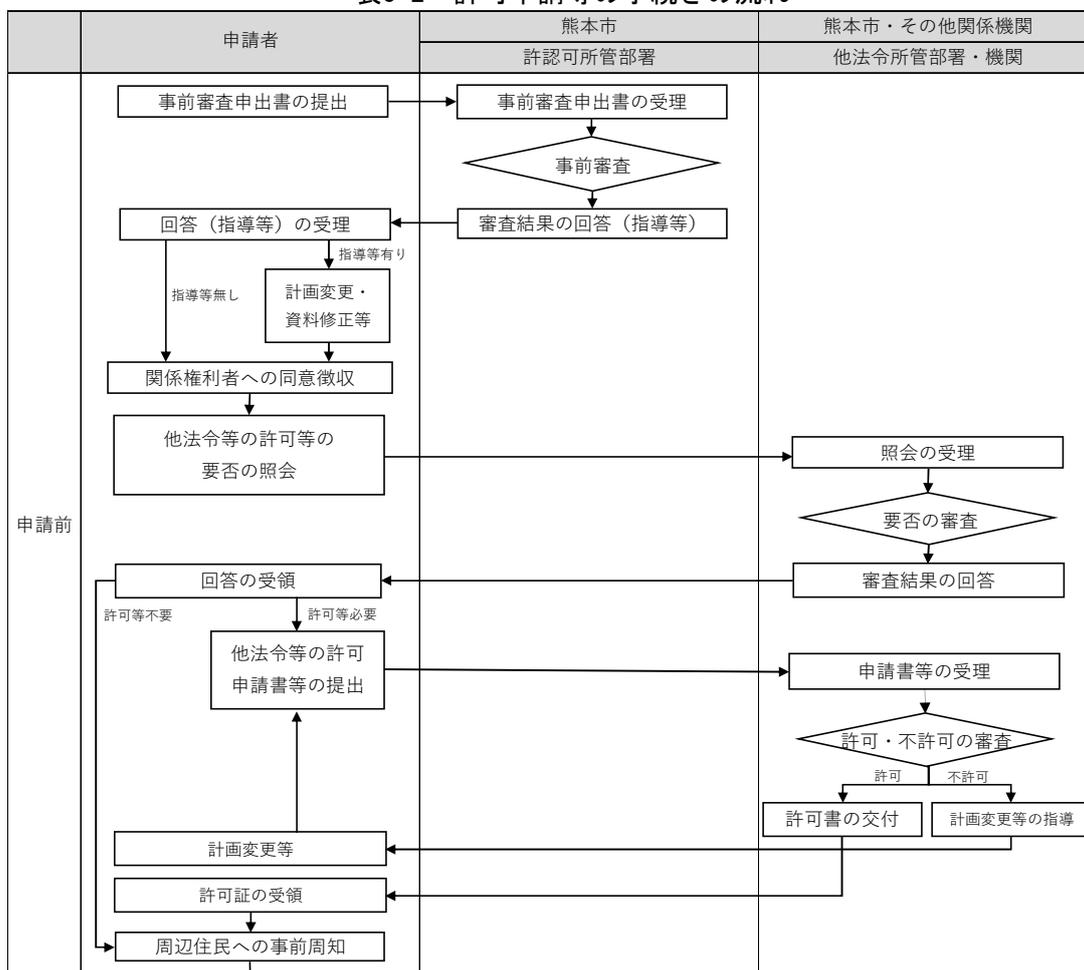
表3-1 届出の手続きの流れ

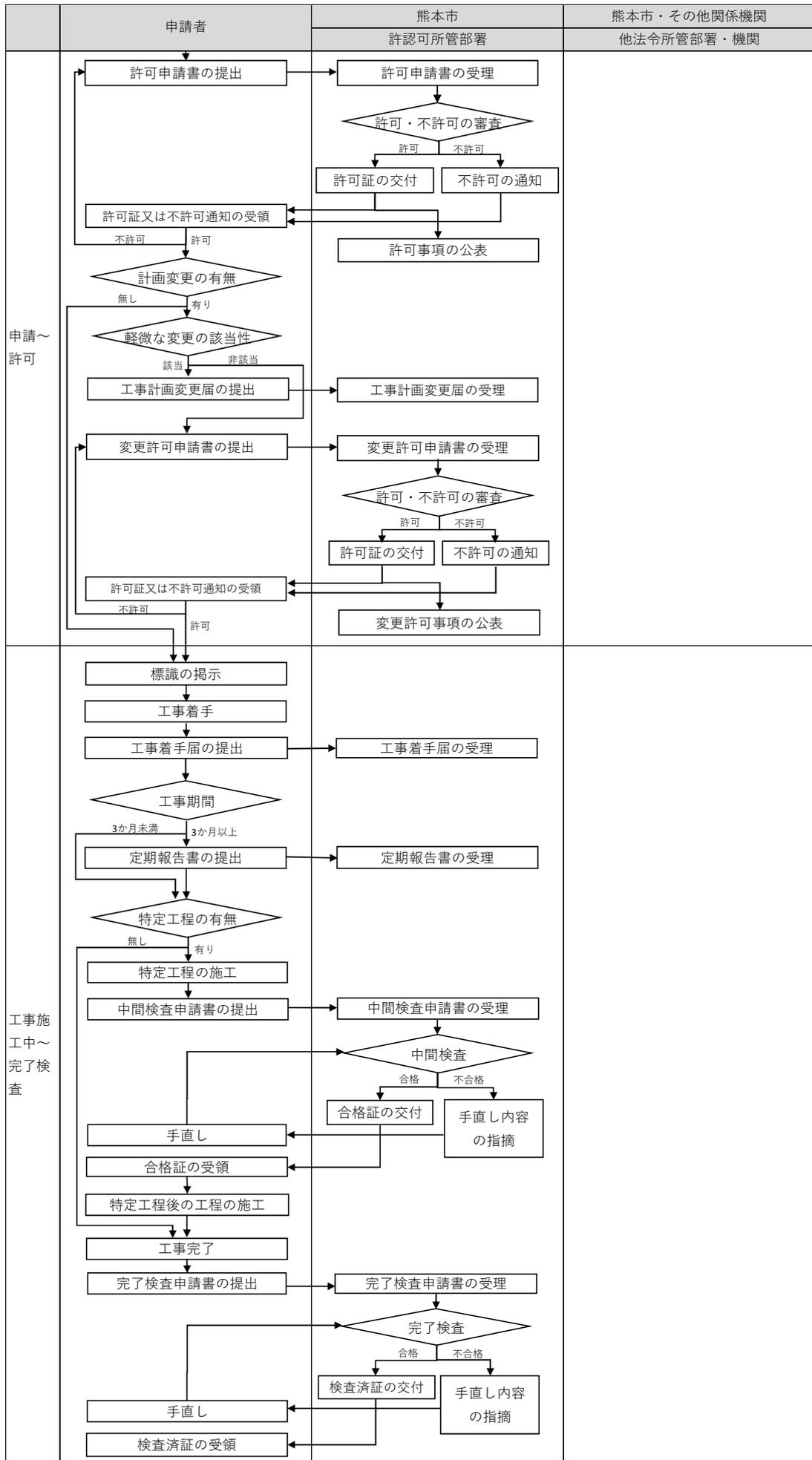


### 3.2 許可申請等の手続きの流れ【法第12条、法第30条】

宅地造成等に関する工事の許可申請等の手続きの流れは、表3-2のとおりです。なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査が不要であるため、表3-2に示す手続きのうち、中間検査に係る手続きは不要となります。

表3-2 許可申請等の手続きの流れ





## 4 宅地造成等に関する工事の届出前又は許可申請前の手続き

### 4. 1 事前相談

宅地造成等に関する工事について、届出又は許可申請を行う前に、届出又は許可の可否に関する事前相談を表4-1に記載の事前相談窓口の部署に行ってください。

表4-1 事前相談窓口

区 分	事前相談窓口			
	部署名	所 在	電話番号	
農地（※1）以外	開発指導課	熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎11階	096-328-2507	
農地（※1）	中央区・東区	農業委員会事務局	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル9階	096-328-2781
	西区・南区（富合町・城南町を除く）	同局 西南分室	熊本市西区小島2丁目7番1号 西区役所別館1階	096-329-1179
	南区（富合町・城南町）	同局 富合・城南分室	熊本市南区城南町宮地1050 城南まちづくりセンター2階	0964-28-3211
	北区	同局 北区分室	熊本市北区植木町岩野238-1 北区役所3階	096-272-6908

※1：農地法第2条第1項に規定するものをいいます。

### 4. 2 事前審査

宅地造成等に関する工事について、許可申請手続きの効率化を図るため、許可申請に先立ち、当該工事の土地利用計画等に関する事前審査を行います。（届出は事前審査不要。）

後掲する表5-3～表5-11に記載のとおり、事前審査申出書に必要書類を添えて、許認可所管部署（開発指導課）に提出してください。

### 4. 3 関係権利者への同意徴収【法第12条第2項、法第30条第2項】

宅地造成等に関する工事について、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていなければなりません。

### 4. 4 周辺住民への事前周知【法第11条、法第29条】

宅地造成等に関する工事について、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事の施工に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

#### (1) 周知方法

下記のいずれかの方法により事前周知を行ってください。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

なお、工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法は、次に該当する場合、上記①の方法により事前周知を行ってください。

- 政令7条2項2号に規定する土地（溪流等）において高さが15mを超える盛土をする場合

(2) 周知内容

表4-2に記載する項目を含む内容について、事前周知を行ってください。

表4-2 周知する工事の具体内容

区分	項目	区分	項目
宅地造成 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施工される土地の所在地 ③工事施工者の氏名又は名称 ④工事着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県が必要と認める事項	土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施工される土地の所在地 ③工事施工者の氏名又は名称 ④工事着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県が必要と認める事項

(3) 周知範囲

表4-3に記載する範囲の周辺地域の住民に対し、事前周知を行ってください。

表4-3 住民への周知を行う範囲

盛土の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	下記①及び②のすべての範囲。 ①工事を行おうとする土地の隣接地及び公共施設（道路・水路）を挟んだ対向地 ②盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）	
腹付け盛土	下記①及び②のすべての範囲。 ①工事を行おうとする土地の隣接地及び公共施設（道路・水路）を挟んだ対向地 ②盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）	
①溪流等における盛土 ②谷埋め盛土 ③腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの	下記①及び②のすべての範囲。 ①工事を行おうとする土地の隣接地及び公共施設（道路・水路）を挟んだ対向地 ②下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図の範囲）	

5 宅地造成等に関する工事の届出又は許可申請の手続き【法第27条、法第12条・第30条】

宅地造成等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに届出（法第27条）をし、又は当該工事に着手する前に許可（法第12条・第30条）を受けなければなりません。

5. 1 許可基準への適合

許可の申請の内容は、以下の5. 1. 1～5. 1. 6に示す許可基準に適合するものでなければなりません。

5. 1. 1 関係権利者への同意徴収【法第12条第2項、法第30条第2項】

前述の「4. 3 関係権利者への同意徴収」を行ったことに関して、必要書類を提出していただき、確認を行います。

5. 1. 2 周辺住民への事前周知【法第11条、法第29条】

前述の「4. 4 周辺住民への事前周知」を行ったことに関して、必要書類を提出していただき、確認を行います。

### 5. 1. 3 工事の技術的基準【法第13条第1項】

工事の計画は、宅地造成等に伴う災害を防止するための必要な措置が講じられたものでなければなりません。これらの措置は、表5-1及び表5-2に記載の政令で定める技術的基準に適合する必要があります。本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に工事の技術的基準を定めており、後掲する「第2章 盛土規制法に関する工事の技術的基準」においてその詳細を示しております。

工事の計画が工事の技術的基準に適合していることに関して、必要書類等を提出していただき、確認を行います。

表5-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	項 目
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（※1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（※2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第17条、政令第18条）

※1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)

※2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて、政令第7条～第17条の規定を準用します。（政令第18条）

表5-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	項 目
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条）

#### 5. 1. 4 資格を有する者の設計対象工事及び設計者資格【法第13条第2項】

専門的知識及び経験を必要とする工事として政令で定められた工事は、政令で定められた資格を有する者の設計によらなければなりません。

設計者が必要な資格を有していることに関して、必要書類を提出していただき、確認を行います。

##### (1) 資格を有する者の設計対象工事【法第13条第2項、政令第21条】

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

##### (2) 設計者資格【法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号】

上記(1)の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
  - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
  - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）とするものに合格した者を含む）
  - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
  - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
  - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

### 5. 1. 5 工事主の資力・信用【法第12条第2項第2号、法第30条第2項第2号】

工事主は、工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。

工事主が工事を行うために必要な資力及び信用を有していることに関して、必要書類を提出していただき、確認を行います。

### 5. 1. 6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、法第30条第2項第3号】

工事施行者は、工事を完成させるために必要な能力が求められます。

工事施行者が工事を完成させるために必要な能力を有していることに関して、必要書類を提出していただき、確認を行います。

## 5. 2 届出又は許可申請の手続きに関する必要書類等

届出又は許可申請等の手続きに関する必要書類等について、以下の5. 2. 1～5. 2. 3に示す要領で作成し、本市の許認可所管部署（開発指導課）へ提出してください。

### 5. 2. 1 許可申請書作成にあたっての留意点

宅地造成等に関する工事を行う区域が、法第10条の規定による宅地造成等工事規制区域であるか、法第26条の規定による特定盛土等規制区域であるかを、本市のホームページ又は地図情報サービスに掲載の規制区域図から確認して下さい。

- 盛土規制法について / 熊本市ホームページ ([city.kumamoto.jp](http://city.kumamoto.jp))  
[https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&type=top&id=48201](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=48201)
- 盛土規制法に基づく規制区域 / 熊本市地図情報サービス ([city.kumamoto.jp](http://city.kumamoto.jp))  
<https://www.sonicweb-asp.jp/kumamoto/>

#### (1) 「工事施行者住所氏名」

- 工事の請負人、または請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。

#### (2) 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

- 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
- 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
- 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

#### (3) 「土地の面積」

- 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- 申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

#### (4) 「盛土のタイプ」

- 盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
  - ① 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - ② 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - ③ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

#### (5) 「土地の地形」

- 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。【政令第7条第2項第2号、省令第12条】
  - ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
  - ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈し

ている土地

③ ①・②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

●「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

(6) 「工事の概要」

① 「イ 盛土又は切土の高さ」

●前述の「1-2 届出又は許可を要する工事」の表1-2の「対象規模」に示す、盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に、該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

② 「ロ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積」

●許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする面積を記載して下さい。

③ 「ハ 工程の概要」

●工程表を添付して下さい。

(7) 「その他必要な事項」

●他法令による許認可等の状況をすべて記入して下さい。

5. 2. 2 変更許可申請書作成にあたっての留意点

(1) 「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」

●変更前の内容及び変更後の内容が分かるように記入して下さい。

●なお、様式は表9-1に記載のとおりです。

5. 2. 3 届出又は許可申請に必要な書類等

●届出又は許可申請に必要な書類等は、表5-3～表5-11に記載のとおりです。

●なお、状況により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

表5-3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出又は許可申請に必要な書類①

番号	書類の種類				書類の要否		
	根拠規定	書類の名称	備考	様式等	許可		届出 (1部)
					事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
1	事前審査申出書						
	指導要綱第3条第2項	<input type="checkbox"/> 事前審査申出書		指導要綱様式第1号	○	-	-
2	許可申請書						
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書		省令別記様式第二	-	○	-
3	届出書						
	省令第58条第1項	<input type="checkbox"/> 届出書		省令別記様式第十九	-	-	○
4	構造計算書						
	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 擁壁の構造計算書 ※記載すべき事項:擁壁の概要、構 造計画、応力算定及び断面算定	鉄筋コンクリート造又は無筋コン クリートの擁壁を設置する場合に必 要。	任意様式	-	○	-
5	安定計算書						
	省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号 省令第63条第1項第1 号、第2号	<input type="checkbox"/> 土質試験その他の調査又は試 験に基づく地盤の安定計算	下記①又は②を行う場合に必要。 ① 政令第七条第二項第二号に規 定する土地において同号に規定す る盛土をする場合。 ② 政令第八条第一項第一号口の 崖面を擁壁で覆わない場合。	任意様式	-	○	-

表5-4 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出又は許可申請に必要な書類②

番号	書類の種類				書類の要否		
	根拠規定	書類の名称	備考	様式等	許可		届出 (1部)
					事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
6	設計者の資格を証する書類						
	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	省令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類(下記書類)。 <input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 <input type="checkbox"/> いずれか一点 ・卒業証明書 ・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書(技術士又は一級建築士)	省令第21条各号に掲げる措置(下記①又は②)を行う場合に必要。 ① 高さが5mを超える擁壁の設置 ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	●申告書:細則要綱様式第1号 ●申告書以外:任意様式	-	○	-
7	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真						
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号 省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 申請地及び周辺の写真	※申請地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※申請地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式	○	○	○
8	工事主確認書類						
	省令第7条第1項第7号、第8号 省令第63条第1項第1号 省令第58条第1項第1号	<b>【工事主が個人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 <b>【工事主が法人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 法人の登記(全部)事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類		●氏名及び住所を証する書類は、下記のいずれかの書類(3か月以内のもの) ・住民票の写し ・個人番号カードの写し ・上記写しに類するもの	○	○	○
9	工事主の資力・信用確認書類						
	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号 細則第3条第1号	<b>【共通書類】</b> <input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 市税滞納有無調査承諾書 <input type="checkbox"/> 暴力団員等に該当しない旨の誓約書		●申告書:細則要綱様式第2号 ●資金計画書:省令別記様式第三 ●承諾書:細則要綱様式第3号 ●誓約書:細則要綱様式第4号	-	○	-
		<b>【工事主が個人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税証明書(前年度の所得税)			-	○	-
		<b>【工事主が法人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税証明書(前年度の法人税)			-	○	-
10	権利者全ての同意を得たことを証する書類						
	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第3条第3号、第4号	<input type="checkbox"/> 申請地の権利者一覧表 <input type="checkbox"/> 申請地の公図(字図)の写し <input type="checkbox"/> 土地の登記(全部)事項証明書 <input type="checkbox"/> 工事同意書	※一覧表は、調査日の記載、調査した者の自署又は記名及び捺印を行うこと。 ※公図(字図)は、下記事項を行うこと。 ・転写日の記載、転写した者の記名及び捺印を行うこと。 ・申請地を赤線で囲むこと。 ・公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。 ・3か月以内に取得したものとする ※全部事項証明書は、3か月以内に取得したものとする。 ※同意書は、申請者以外の者が申請地に係る権利を有する場合に必要であり、申請地の権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	●一覧表:細則要綱様式第7号 ●同意書:細則要綱様式第6号	-	○	-
11	周辺地域の住民へ事前周知を行ったことを証する書類						
	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 事前周知報告書 <input type="checkbox"/> 工事同意書	※工事同意書は、隣接地に盛土、切土及び構造物の設置又は撤去等を行う場合に必要であり、隣接地の権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	●報告書:細則要綱様式第8号 ●同意書:細則要綱様式第6号	-	○	-

表5-5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出又は許可申請に必要な書類③

番号	書類の種類				書類の要否			
	根拠規定	書類の名称	備考	様式等	許可		届出 (1部)	
					事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)		
12	工事施行者の能力を証する書類				●申告書:細則要綱様式第5号 ●氏名及び住所を証する書類は、下記のいずれかの書類(3か月以内のもの) ・住民票の写し ・個人番号カードの写し ・上記写しに類するもの	-	○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第3条第2号	【共通書類】 <input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可証の写し 【工事施行者が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 【工事施行者が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人の登記(全部)事項証明書						
13	農地転用の許可を受けたことを証する書類					-	○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第3条第5号	<input type="checkbox"/> 農地転用許可書の写し						
14	他の法令等の制限に係る許可を受けたこと等を証する書類				別添「他法令等一覧表」に記載の行為を行う場合に必要。	-	○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第3条第6号	<input type="checkbox"/> 他の法令等の許可証、届出書等の写し						
15	その他必要な書類				参考書類:委任状(参考様式1)	○	○	○
	細則第3条第8号	<input type="checkbox"/> 手続きの委任をしたことが分かる書類(委任状等)	※代理人が手続きを代理で行う場合に必要。					

表5-6 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出又は許可申請に必要な図面①

番号	図面の種類					図面の要否		
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	許可		届出 (1部)
						事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
1	位置図					○	○	○
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 位置図(国土基本図)	●方位 ●道路及び目標となる地物	1/10,000以上	※申請地を赤色で着色すること。			
2	地形図					○	○	○
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 区域図(国土地理院図)	●方位 ●土地の境界線	1/2,500以上	※等高線は、2mの標高差を示すものとする。 ※申請地を赤色で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。			
3	土地の平面図					○	○	○
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図	●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分(申請地)	1/2,500以上	※断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を付すること。 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 ※申請地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。			
4	土地の断面図					○	○	○
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	●盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	※高低差の著しい箇所について作成すること。 ※現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。			
5	排水施設の平面図					○	○	○
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 排水施設計画平面図	●排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配 ●水の流れの方向 ●吐口の位置 ●放流先の名称	1/2,500以上	※排水経路、集水の方法等を明示すること。			

表5-7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出又は許可申請に必要な図面②

番号	図面の種類					図面の要否		
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	許可		届出 (1部)
						事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
6	崖の断面図							
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●崖の高さ、勾配</li> <li>●土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)</li> <li>●盛土又は切土をする前の地盤面</li> <li>●崖面の保護の方法</li> </ul>	1/50以上	※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ※大規模、二段擁壁等の場合に必要。	○	○	○
7	擁壁の断面図							
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 擁壁の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁の寸法及び勾配</li> <li>●擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>●裏込めコンクリートの寸法</li> <li>●透水層の位置及び寸法</li> <li>●擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>●基礎地盤の土質</li> <li>●基礎ぐい位置、材料及び寸法</li> </ul>	1/50以上		—	○	○
8	擁壁の背面図							
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁の高さ</li> <li>●水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>●透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50以上		—	○	○
9	崖面崩壊防止施設の断面図							
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>●崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>●崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>●基礎地盤の土質</li> <li>●透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50以上		—	○	○
10	崖面崩壊防止施設の背面図							
	省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>●水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>●透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50以上	※水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	—	○	○
11	その他必要な図面							
	細則第3条第7号	<input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方位</li> <li>●土地の境界線</li> <li>●盛土又は切土をする土地の部分(申請地)</li> <li>●崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</li> </ul>	1/2,500以上	※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 ※申請地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。	○	○	○
	細則第3条第8号	<input type="checkbox"/> 擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁の寸法</li> <li>●擁壁を設置する地盤面及び擁壁の天端の高さ(計画高)</li> </ul>	1/100以上		—	○	—
		<input type="checkbox"/> 排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排水施設の寸法及び勾配</li> <li>●排水施設の材料の種類及び寸法</li> <li>●排水施設を設置する前後の地盤面</li> <li>●基礎地盤の土質</li> </ul>	1/50以上		—	○	—
		<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする土地の部分の求積図(平面図・断面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●盛土又は切土をする部分の寸法(幅、延長、高さ)</li> <li>●盛土又は切土をする部分の前後の地盤面</li> <li>●求積表</li> </ul>	1/2,500以上		—	○	—
		<input type="checkbox"/> 集水区域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方位</li> <li>●土地の境界線</li> <li>●排水施設の位置、種類、材料、形状、内法の寸法、勾配</li> <li>●地盤面の高さ</li> <li>●地表水の流れの方向</li> <li>●吐口の位置</li> <li>●放流先の名称</li> </ul>	1/2,500以上	※流量計算書を添付すること。	—	○	—
<input type="checkbox"/> その他必要な図面					○	○	○	

表5-8 土石の堆積に関する工事の届出又は許可申請に必要な書類①

番号	書類の種類				書類の要否		
	根拠規定	書類名	備考	様式等	許可		届出 (1部)
					事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
1	事前審査申出書				○	-	-
	指導要綱第3条第2項	<input type="checkbox"/> 事前審査申出書		指導要綱様式第2号			
2	許可申請書				-	○	-
	省令第7条第2項 省令第63条第2項	<input type="checkbox"/> 許可申請書		省令別記様式第四			
3	届出書				-	-	○
	省令第58条第2項	<input type="checkbox"/> 届出書		省令別記様式第二十			
4	土石の崩壊防止措置の設計書				-	○	-
	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に必要。	任意様式			
5	土砂流出防止措置の設計書				-	○	-
	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に必要。	任意様式			
6	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真				○	○	○
	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 申請地及び周辺の写真	※申請地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※申請地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式			
7	工事主確認書類				○	○	○
	省令第7条第2項第5号、第6号 省令第63条第2項第1号 (省令第58条第2項第1号)	【工事主が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 【工事主が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人の登記(全部)事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類		●氏名及び住所を証する書類は、下記のいずれかの書類(3か月以内のもの) ・住民票の写し ・個人番号カードの写し ・上記写しに類するもの			
8	工事主の資力・信用確認書類				-	○	-
	省令第7条第2項第7号、第10号 省令第63条第2項第1号 細則第3条第1号	【共通書類】 <input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 市税滞納有無調査承諾書 <input type="checkbox"/> 暴力団員等に該当しない旨の誓約書		●申告書:細則要綱様式第2号 ●資金計画書:省令別記様式第五 ●承諾書:細則要綱様式第3号 ●誓約書:細則要綱様式第4号			
		【工事主が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 納税証明書(前年度の所得税)		-			
【工事主が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 納税証明書(前年度の法人税)			-				
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類				-	○	-
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第3条第3号、第4号	<input type="checkbox"/> 申請地の権利者一覧表 <input type="checkbox"/> 申請地の公図(字図)の写し <input type="checkbox"/> 土地の登記(全部)事項証明書 <input type="checkbox"/> 工事同意書	※一覧表は、調査日の記載、調査した者の自署又は記名及び捺印を行うこと。 ※公図(字図)は、下記事項を行うこと。 ・転写日の記載、転写した者の記名及び捺印を行うこと。 ・申請地を赤線で囲むこと。 ・公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。 ・3か月以内に取得したものとする。 ※全部事項証明書は、3か月以内に取得したものとする。 ※同意書は、申請者以外の者が申請地に係る権利を有する場合に必要であり、申請地の権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	●一覧表:細則要綱様式第7号 ●同意書:細則要綱様式第6号			
10	周辺地域の住民へ事前周知を行ったことを証する書類				-	○	-
	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 事前周知報告書 <input type="checkbox"/> 工事同意書	※工事同意書は、隣接地に盛土、切土及び構造物の設置又は撤去等を行う場合に必要であり、隣接地の権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	●報告書:細則要綱様式第8号 ●同意書:細則要綱様式第6号			

表5-9 土石の堆積に関する工事の届出又は許可申請に必要な書類②

番号	書類の種類				書類の要否		
	根拠規定	書類名	備考	様式等	許可		届出 (1部)
					事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
工事施行者の能力を証する書類							
11	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第3条第2号	【共通書類】 <input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業の許可証の写し 【工事施行者が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 【工事施行者が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人の登記(全部)事項証明書		●申告書:細則要綱様式第5号 ●氏名及び住所を証する書類は、下記のいずれかの書類(3か月以内のもの) ・住民票の写し ・個人番号カードの写し ・上記写しに類するもの	-	○	-
農地転用の許可を受けたことを証する書類							
12	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第3条第5号	<input type="checkbox"/> 農地転用許可書の写し	農地を転用する場合に必要。		-	○	-
他の法令等の制限に係る許可を受けたこと等を証する書類							
13	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第3条第6号	<input type="checkbox"/> 他の法令等の許可証又は届出書の写し	別添「他法令等一覧表」に記載の行為を行う場合に必要。		-	○	-
その他必要な書類							
14	細則第3条第8号	<input type="checkbox"/> 手続きの委任をしたことが分かる書類(委任状等)	※代理人が手続きを代理で行う場合に必要。	参考書類:委任状(参考様式1)	○	○	○

表5-10 土石の堆積に関する工事の届出又は許可申請に必要な図面①

番号	図面の種類					図面の要否		
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	許可		届出 (1部)
						事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
位置図								
1	省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 位置図(国土基本図)	●方位 ●道路及び目標となる地物	1/10,000以上	※申請地を赤色で着色すること。	○	○	○
地形図								
2	省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 区域図(国土地理院図)	●方位 ●土地の境界線	1/2,500以上	※等高線は、2mの標高差を示すものとする。 ※申請地を赤色で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。	○	○	○
土地の平面図								
3	省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図	●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分(申請地)	1/500以上	※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ※申請地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。	○	○	○
土地の断面図								
4	省令第7条第2項第1号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	●土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	※現況断面、計画断面を明示し、土石の堆積=赤で着色すること。	○	○	○

表5-11 土石の堆積に関する工事の届出又は許可申請に必要な図面②

番号	図面の種類					図面の要否		
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	許可		届出 (1部)
						事前 審査 (1部)	許可 申請 (2部)	
5	その他必要な図面							
	細則第3条第7号	□ 土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方位</li> <li>●土地の境界線</li> <li>●盛土又は切土をする土地の部分(申請地)</li> <li>●勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>●空地の位置</li> <li>●柵その他これに類するものを設置する位置</li> <li>●雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>●堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> </ul>	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。</li> <li>※雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>※申請地を赤線で囲むこと。</li> <li>※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。</li> <li>※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。</li> </ul>	○	○	○
	細則第3条第8号	□ 排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排水施設の寸法及び勾配</li> <li>●排水施設の材料の種類及び寸法</li> <li>●排水施設を設置する前後の地盤面</li> <li>●基礎地盤の土質</li> </ul>	1/50以上		-	○	-
		□ 土石の堆積をする土地の部分の求積図(平面図・断面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土石の堆積をする部分の寸法(幅、延長、高さ)</li> <li>●土石の堆積をする部分の前後の地盤面</li> <li>●求積表</li> </ul>	1/2,500以上		-	○	-
		□ 集水区域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方位</li> <li>●土地の境界線</li> <li>●排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配</li> <li>●地盤面の高さ</li> <li>●地表水の流れの方向</li> <li>●吐口の位置</li> <li>●放流先の名称</li> </ul>	1/2,500以上	※流量計算書を添付すること。	○	○	-
	□ その他必要な図面				○	○	○	

## 6 規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出、擁壁等に関する工事の届出又は公共施設用地の転用の届出の手続き【法第21条第1項・第3項・第4項、法第40条第1項・第3項・第4項】

規制区域内において、表6-1に示す、規制区域の指定の際に宅地造成等に関する工事を行っている場合、擁壁等に関する工事を行う場合又は公共施設用地の転用を行った場合は、各々の届出を行う必要があるため、以下の6. 1～6. 2に示す要領で当該届出に必要な書類を作成し、本市の許認可所管部署（開発指導課）へ正本1部を提出してください。

ただし、法第12条第1項、法第30条第1項、法第16条第1項若しくは法第35条第1項の規定による許可を受け、又は法第16条第2項、法第27条第1項、法第28条第1項若しくは法第35条第2項の規定による届出をしたものは除きます。

表6-1 届出を要する工事又は行為の内容等

工事又は行為の内容		提出期日	備考
規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事	規制区域の指定の際に宅地造成等に関する工事を行っている場合	規制区域の指定があった日（令和7年4月1日）から21日以内（令和7年4月22日まで）（予定）	法第21条第1項、法第40条第1項
擁壁等に関する工事	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	法第21条第4項、法第40条第4項

### 6. 1 変更届出についての留意点

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、変更届出書を提出してください。

### 6. 2 届出に必要な書類等

届出に必要な書類等は、表6-2～表6-7に記載のとおりです。

なお、状況により、その他の書類の添付を求める場合があります。

表6-2 規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出に必要な書類

番号	書類の種類			
	根拠規定	書類の名称	備考	様式等
1	届出書			
	省令第52条第1項、第3項 省令第82条第1項、第2項	<input type="checkbox"/> 届出書	※工事主の住民票又は法人全部事項証明書を添付すること。（3か月以内に取得したもの。）	省令別記様式第十五 省令別記様式第十六
2	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真			
	省令第52条第2項、第4項 省令第82条第1項、第2項	<input type="checkbox"/> 対象地及び周辺の写真	※対象地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式
3	その他必要な書類			
	細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 工事概要書		細則要綱様式第12号
		<input type="checkbox"/> 対象地の公図（字図）の写し	※転写日の記載、転写した者の記名及び捺印を行うこと。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※公共施設を着色（道路＝茶、里道＝黄、水路＝青）すること。 ※3か月以内に取得したものとする。	
		<input type="checkbox"/> 令和7年3月31日までに工事着手したことが分かる書類（撮影日が記載された写真等）	※対象地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式
<input type="checkbox"/> 手続きの委任をしたことが分かる書類（委任状等）		※代理人が手続きを代理で行う場合に必要。	参考書類：委任状（参考様式1）	

表6-3 規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出に必要な図面

番号	図面の種類				
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図				
	省令第52条第2項、第4項 省令第82条第1項、第2項	<input type="checkbox"/> 位置図(国土基本図)	●縮尺 ●方位 ●道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	※対象地を赤色で着色すること。
2	地形図				
	省令第52条第2項、第4項 省令第82条第1項、第2項	<input type="checkbox"/> 区域図(国土地理院図)	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線	1/2,500 以上	※等高線は、2mの標高差を示すものとする。 ※対象地を赤色で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。
3	土地の平面図				
	省令第52条第2項、第4項 省令第82条第1項、第2項	<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分 ●崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。
4	その他必要な図面				
	細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分 ●崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ●排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配 ●水の流れの方向 ●吐口の位置 ●放流先の名称	1/2,500 以上	※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。 ※排水経路、集水の方法等を明示すること。
		<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	●縮尺 ●方位 ●盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	※現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。
		<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする土地の部分の求積図(平面図・断面図)	●縮尺 ●方位 ●盛土又は切土をする部分の寸法(幅、延長、高さ) ●盛土又は切土をする部分の前後の地盤面 ●求積表	1/2,500 以上	※現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。
		<input type="checkbox"/> その他必要な図面			

表6-4 擁壁等に関する工事の届出に必要な書類

番号	書類の種類			
	根拠規定	書類名	備考	様式等
1	届出書			
	省令第55条 省令第85条	<input type="checkbox"/> 届出書	※届出者の住民票又は法人全部事項証明書を添付すること。(3か月以内に取得したもの。)	省令別記様式第十七
2	その他必要な書類			
	細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 対象地及び周辺の写真	※対象地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式
		<input type="checkbox"/> 工事概要書		細則要綱様式第12号
		<input type="checkbox"/> 対象地の公図(字図)の写し	※転写日の記載、転写した者の記名及び捺印を行うこと。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。 ※3か月以内に取得したものとする。	
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る権利者の一覧表	※調査日の記載、調査した者の自署又は記名及び捺印を行うこと。 ※隣接地において工事を行う場合は、隣接地に係る権利者も含めて作成し、提出すること。	参考様式:細則要綱様式第7号
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る登記(全部)事項証明書	※3か月以内に取得したものとする。 ※隣接地において工事を行う場合は、隣接地に係る権利者も含めて取得し、提出すること。	任意様式
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る権利者の工事同意書	※届出者以外の者が対象地に係る権利を有する場合又は隣接地において工事を行う場合に必要であり、対象地又は隣接地に係る権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	参考様式:細則要綱様式第6号
<input type="checkbox"/> 手続きの委任をしたことが分かる書類(委任状等)		※代理人が手続きを代理で行う場合に必要。	参考書類:委任状(参考様式1)	

表6-5 擁壁等に関する工事の届出に必要な図面

番号	図面の種類				
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	必要な図面				
	細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 位置図(国土基本図)	●縮尺 ●方位 ●道路及び目標となる地物	1/10,000以上	※対象地を赤色で着色すること。
		<input type="checkbox"/> 区域図(国土地理院図)	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線	1/2,500以上	※等高線は、2mの標高差を示すものとする。 ※対象地を赤色で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。
		<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分 ●崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。
		<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	●縮尺 ●方位 ●盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	※現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。
		<input type="checkbox"/> 崖の断面図	●崖の高さ、勾配 ●土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ●盛土又は切土をする前の地盤面 ●崖面の保護の方法	1/50以上	※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ※大規模、二段擁壁等の場合に必要。
		<input type="checkbox"/> その他必要な図面			

表6-6 公共施設用地の転用の届出に必要な書類

番号	書類の種類			
	根拠規定	書類名	備考	様式等
1	届出書			
	省令第56条 省令第86条	<input type="checkbox"/> 届出書	※届出者の住民票又は法人全部事項証明書を添付すること。(3か月以内に取得したもの。)	省令別記様式第十八
2	その他必要な書類			
	細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 対象地及び周辺の写真	※対象地の全景、接道状況等を撮影すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※撮影方向を明示すること。	任意様式
		<input type="checkbox"/> 工事概要書		細則要綱様式第12号
		<input type="checkbox"/> 対象地の公図(字図)の写し	※転写日の記載、転写した者の記名及び捺印を行うこと。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。 ※3か月以内に取得したものとする。	
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る権利者の一覧表	※調査日の記載、調査した者の自署又は記名及び捺印を行うこと。 ※隣接地において工事を行う場合は、隣接地に係る権利者も含めて作成し、提出すること。	参考様式: 細則要綱様式第7号
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る登記(全部)事項証明書	※3か月以内に取得したものとする。 ※隣接地において工事を行う場合は、隣接地に係る権利者も含めて取得し、提出すること。	任意様式
		<input type="checkbox"/> 対象地等に係る権利者の工事同意書	※届出者以外の者が対象地に係る権利を有する場合又は隣接地において工事を行う場合に必要であり、対象地又は隣接地に係る権利者の自署又は記名及び捺印を行うこと。	参考様式: 細則要綱様式第6号
<input type="checkbox"/> 手続きの委任をしたことが分かる書類(委任状等)		※代理人が手続きを代理で行う場合に必要。	参考書類: 委任状(参考様式1)	

表6-7 公共施設用地の転用の届出に必要な図面

番号	図面の種類					
	根拠規定	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	
1	必要図面  細則第8条第1項	<input type="checkbox"/> 位置図(国土基本図)	●縮尺 ●方位 ●道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	※対象地を赤色で着色すること。	
		<input type="checkbox"/> 区域図(国土地理院図)	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線	1/2,500 以上	※等高線は、2mの標高差を示すものとする。 ※対象地を赤色で囲むこと。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。	
		<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図	●縮尺 ●方位 ●土地の境界線 ●盛土又は切土をする土地の部分 ●崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、及び地滑り抑止ぐい又はグランドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ※断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ※対象地を赤線で囲むこと。 ※道路、水路等の幅員、立会日、立会者等を明記すること。 ※公共施設を着色(道路=茶、里道=黄、水路=青)すること。	
		<input type="checkbox"/> 造成計画断面図	●縮尺 ●方位 ●盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	※現況断面、計画断面を明示し、切土=赤、盛土=緑で着色すること。	
		<input type="checkbox"/> 排水施設計画平面図	●排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配 ●水の流れの方向 ●吐口の位置 ●放流先の名称	1/2,500 以上	※排水経路、集水の方法等を明示すること。	
		<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする土地の部分の求積図(平面図)	●縮尺 ●方位 ●盛土又は切土をする部分の寸法(幅、延長、高さ) ●盛土又は切土をする部分の前後の地盤面 ●求積表	1/2,500 以上	※切土=赤、盛土=緑で着色すること。	
		<input type="checkbox"/> その他必要な図面				

## 7 宅地造成等に関する工事の届出受理又は許可の手続き

### 7. 1 許可の審査、許可証の交付【法第14条第1項・第2項、法第33条第1項・第2項、法第12条第3項、法第30条第3項】

許可権者は、許可の申請が前述の許可基準に適合するか否かの審査を行い、適合すると認めるときは、許可証を交付します。（法第14条第1項・第2項、法第33条第1項・第2項）

なお、本市では、許可に際し、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な許可の条件内容を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

- (1) 工事の施工に伴う災害を防止するため必要な許可の条件内容
  - ① 工事完了期限
  - ② 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
  - ③ 工事を廃止する場合の措置
  - ④ 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
  - ⑤ 擁壁を設置する場合の留意事項
  - ⑥ 施工中の写真管理
  - ⑦ その他必要な事項

### 7. 2 届出受理・許可事項の公表【法第12条第4項、法第30条第4項、法第27条第2項】

許可権者は、届出の受理又は許可を行った工事に関する事項を公表する必要があります。

- (1) 公表事項
  - ① 工事主の氏名又は名称
  - ② 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
  - ③ 工事の許可年月日及び許可番号
  - ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
  - ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
  - ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※本市のホームページで公表します。（予定）

## 8 宅地造成等に関する工事の届出後又は許可後の手続き

### 8.1 現場での標識掲示【法第49条】

届出をした工事主又は許可を受けた工事主は、当該届出又は許可に係る土地の見やすい場所に、氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

### 8.2 定期報告【法第19条第1項、法第38条第1項】

許可（規模要件に合致する宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、工事の期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況等を報告しなければなりません。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表8-1 定期報告の対象規模等

行 為	報告を要する規模	報告事項	提出書類	報告時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 （①～④を除く）	報告時点における下記の項目  ●盛土又は切土の高さ、面積及び土量 ●盛土、切土、擁壁、排水施設及びその他の施設に関する工事の施行状況	●定期報告書（細則要綱様式第18号） ●位置図、平面図、断面図等の工事（宅地造成又は特定盛土等）の施工状況を明らかにする図面 ●工事（宅地造成又は特定盛土等）を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに左記の報告事項の項目の状況を明らかにする写真	工期が3か月以上の工事は、3か月ごと
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における下記の項目  ●土石の堆積の高さ、面積及び土量 ●前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量 ●空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の措置の状況	●定期報告書（細則要綱様式第19号） ●位置図、平面図、断面図等の工事（土石の堆積）の施工状況を明らかにする図面 ●工事（土石の堆積）を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに左記の報告事項の項目の状況を明らかにする写真	

### 8.3 中間検査【法第18条第1項、法第37条第1項】

許可（規模要件に合致する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）を受けた工事が政令で定める工程（特定工程）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、許可権者の検査を申請しなければならず、特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程ごとに定める当該特定工程後の工程に係る工事を行うことができません。

なお、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表8-2 中間検査の対象規模等

行 為	検査を要する規模	特定工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超 （①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する場合	●中間検査申請書（省令別記様式第十三） ●検査対象を明示した平面図 ●検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から4日以内

## 8. 4 完了検査・完了確認

### (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事【法第17条第1項、法第36条第1項】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、工事が完了した日から4日以内に、当該工事が工事の技術的基準に適合しているか否かについて、許可権者の検査を申請しなければなりません。

許可権者は、検査の結果、当該工事が工事の技術的基準に適合していると認めた場合は、検査済証を交付します。

### (2) 土石の堆積に関する工事【法第17条第4項、法第36条第4項】

土石の堆積に関する工事について許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、工事が完了した日から4日以内に、堆積されていた全ての土石の除却が行われたか否かについて、許可権者の確認を申請しなければなりません。

許可権者は、確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたと認めた場合は、確認済証を交付します。

## 8. 5 定期報告、中間検査及び完了検査・完了確認に関する留意事項

定期報告、中間検査及び完了検査・完了確認は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

### (1) 留意事項

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 検査日・確認日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ③ 検査・確認に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ④ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑤ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑥ 定期報告・検査・確認の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、確認・検査を受けること

## 9 宅地造成等に関する工事の届出及び許可申請並びにその他の手続きに必要な書類

宅地造成等に関する工事の届出及び許可申請並びにその他の手続きに必要な書類は、表9-1に記載のとおりです。

表9-1 届出及び許可申請並びにその他の手続きに必要な書類

手続きの種類		根拠法令等	様式
許可申請	当初	宅地造成等に関する工事の許可の申請	法令別記様式第二・第四 (省令第7条第1項・第2項、省令第63条第1項・第2項)
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可の申請	法令別記様式第七・第八 (省令第37条各項、省令第67条各項)
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法令別記様式第11号 (細則要綱第3条)
協議	当初	国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事の協議	細則要綱様式第10号 (細則要綱第3条)
	変更	国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事の計画の変更の協議	細則要綱様式第10号 (細則要綱第3条)
届出	当初	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	省令別記様式第十九・第二十 (省令第58条各項)
	変更	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更の届出	省令別記様式第二十一・第二十二 (省令第61条各項)
掲示	標識	標識の掲示	省令別記様式第二十三・第二十四 (省令第87条)
工事等の届出	着手	工事着手の届出	細則第4条 細則要綱様式第9号 (細則要綱第3条)
	その他	規制区域の指定の際に行われている宅地造成等に関する工事の届出 (規制区域内で、規制区域の指定の際に宅地造成等に関する工事をやっている場合)	法令別記様式第十五・第十六 (省令第52条第1項・第3項、省令第82条第1項・第2項)
		擁壁等に関する工事の届出 (規制区域内で、高さ2m超の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設、地表水を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法令別記様式第十七 政令第26条各項 政令第34条 (省令第55条、省令第85条)
		公共施設用地の転用の届出 (規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法令別記様式第十八 法第40条第4項 (省令第56条、省令第86条)
	変更	工事の中止・再開・廃止の届出	細則第10条 細則要綱様式第17号 (細則要綱第3条)
	完了	工事完了の届出	細則第8条第2項 細則要綱様式第13号 (細則要綱第3条)
検査	中間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請	法令別記様式第十三 法第18条第1項 法第37条第1項 (省令第46条、省令第76条)
報告	定期	宅地造成等に関する工事の定期報告	細則要綱様式第18号・第19号 (細則要綱第3条)
	定期	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	細則要綱様式第18号・第19号 (細則要綱第3条)
完了検査・確認	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の申請	省令別記様式第九 (省令第40条、省令第70条)
	確認	土石の堆積に関する工事の確認の申請	省令別記様式第十一 法第17条第4項 法第36条第4項 (省令第43条又は第73条)

## 10 宅地造成等に関する工事の許可申請等に係る手数料

### 10.1 宅地造成等に関する工事の許可申請手数料・中間検査申請手数料

宅地造成等に関する工事の許可申請手数料・中間検査申請手数料は、表10-1に記載の金額となります。

表10-1 宅地造成等に関する工事の許可申請手数料・中間検査申請手数料

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う土地の面積 (㎡)	許可申請手数料 (円)		中間検査申請手数料 (円)
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	
500㎡以内	21,000	16,000	10,000
500㎡を超え1,000㎡以内	32,000	18,000	11,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	44,000	21,000	12,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	62,000	24,000	13,000
3,000㎡を超え5,000㎡以内	72,000	34,000	15,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	96,000	37,000	16,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内	150,000	44,000	17,000
20,000㎡を超え40,000㎡以内	228,000	58,000	18,000
40,000㎡を超え70,000㎡以内	354,000	78,000	20,000
70,000㎡を超え100,000㎡以内	498,000	114,000	26,000
100,000㎡超	642,000	138,000	27,000

### 10.2 宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料

宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料は、変更許可1件につき、次に掲げる金額を合計した金額となります。ただし、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画の変更許可に係る金額が642,000円を超えるときは642,000円となり、土石の堆積に関する工事の計画の変更許可に係る金額が138,000円を超えるときは138,000円となります。

- (1) 宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号のみ又は第3号のみに該当する場合を除く。）については、宅地造成等区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の宅地造成等区域の面積、宅地造成等区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の宅地造成等区域の面積）に応じ、それぞれ表10-1に記載する許可申請手数料の金額の10分の1に相当する金額
- (2) 新たな土地の宅地造成等区域への編入については、新たに編入される宅地造成等区域の面積に応じ、それぞれ表10-1に記載する許可申請手数料の金額と同一の金額
- (3) 土石の堆積に関する工事の許可の期間の始期から5年を超えて土石の堆積を行う場合における当該許可の期間の変更（さらに土石の堆積を行う期間が5年を超えるごとに行う許可の期間の変更を含む。）については、表10-1に記載する土石の堆積に関する工事の許可申請手数料と同一の金額
- (4) その他の変更については、10,000円

### 10.3 省令第88条に規定する証明書等の交付手数料

省令第88条に規定する証明書等の交付手数料は、300円となります。

## 1.1 宅地造成等に関する工事の許可事務等に係る標準処理期間の設定

宅地造成等に関する工事の許可事務等に係る標準処理期間は、当該許可事務等を行う熊本市開発指導課にて許可申請書等を受付した日から起算します。

ただし、当該申請内容と許可基準との整合が図られていることが前提となります。

表11-1 許可事務等に係る標準処理期間

申請の内容		根拠条項	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●宅地造成等に関する工事の許可</li> <li>●土石の堆積に関する工事の変更許可 (許可期間が5年を超える変更許可を行う場合に限る。)</li> </ul>	1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第12条第1項・第30条第1項</li> <li>●法第16条第1項・第35条第1項</li> </ul>	30日
	1ha以上 3ha未満		40日
	3ha以上		50日
<ul style="list-style-type: none"> <li>●宅地造成等に関する工事の変更許可 (土石の堆積に関する工事の変更許可で、許可期間が5年を超える変更許可を行う場合を除く。)</li> </ul>	1ha未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第16条第1項・第35条第1項</li> </ul>	15日
	1ha以上 3ha未満		20日
	3ha以上		25日
<ul style="list-style-type: none"> <li>●宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第18条第1項・第37条第1項</li> </ul>	15日
<ul style="list-style-type: none"> <li>●宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付</li> <li>●土石の堆積に関する工事の完了確認及び確認済証の交付</li> </ul>	3ha未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第17条第1項・第36条第1項</li> </ul>	20日
	3ha以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第17条第4項・第36条第4項</li> </ul>	30日

(注意) 標準処理期間に算入しない日数

- 1 申請書等の受付後、申請内容の不備等により申請者が補正等に要する日数
- 2 申請書等の受付後、申請者が当該宅地造成等に関する工事に係る他法令の手続き(許可、承認、協議等)を必要とする日数
- 3 熊本市の休日定める条例に規定する休日
- 4 農地法の許可に係る日数
- 5 当該宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査若しくは完了検査又は土石の堆積に関する工事の完了確認において、手直し工事が発生した場合の日数

## 1.2 問い合わせ先

### 1.2.1 事前相談

表12-1 事前相談に係る相談窓口

区分	事前相談窓口			
	部署名	所在	電話番号	
農地(※1)以外	開発指導課	<a href="#">本庁舎11階</a>	096-328-2507	
農地(※1)	中央区・東区	農業委員会事務局	<a href="#">住友生命熊本ビル9階</a>	096-328-2781
	西区・南区(富合町・城南町を除く)	同局 西南分室	<a href="#">西区役所別館1階</a>	096-329-1179
	南区(富合町・城南町)	同局 富合・城南分室	<a href="#">城南まちづくりセンター2階</a>	0964-28-3211
	北区	同局 北区分室	<a href="#">北区役所3階</a>	096-272-6908

※1: 農地法第2条第1項に規定するものをいいます。

表12-2 事前相談に係る関係他法令等の所管部署・機関

区 分	適用除外項目	関係他法令等の所管部署・機関
公共施設用地 【適用除外工事】	道路、公園、河川 / 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 / 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設	●公共施設管理者・公共事業実施者
災害の発生するおそれがないと認められる工事 【許可不要工事】	鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）	●経済産業省 九州産業保安監督部 鉱山保安課 【福岡合同庁舎本館8階 TEL092-482-5930】
	鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）	●経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 【福岡合同庁舎本館6階 TEL092-482-5480】
	採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）	●熊本市 経済政策課 【本庁舎8階 TEL328-2950】
	砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）	
	土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業	●熊本市 農地整備課 【本庁舎12階 TEL096-328-2953】
	火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等	●熊本市 消防局 予防部 指導課 保安班 【中央消防署 TEL363-7173】
	家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却	●熊本市 農業支援課 【本庁舎12階 TEL328-2384】
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等	●熊本市 事業ごみ対策課 【本庁舎7階 TEL328-2362】
	土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等	●熊本市 水保全課 【本庁舎7階 TEL328-2436】
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分	-
	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	<民有林の場合> ●熊本市 みどり公園課 【本庁舎7階 TEL328-2409】 <国有林の場合> ●林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署 【菊池市大字隈府907 TEL0968-25-2101】
	国若しくは地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構又は独立行政法人都市再生機構が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの 工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	●熊本市 開発指導課 【本庁舎11階 TEL328-2507】
	許可の特例となる工事 【許可みなし工事】	国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為 【土地の形質の維持】	農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為	●熊本市 農業委員会事務局（※中央区・東区管内） 【住友生命熊本ビル9階 TEL328-2781】 ●同局 西南分室（※西区・南区（富合町・城南町を除く）管内） 【西区役所別館1階 TEL329-1179】 ●同局 富合・城南分室（※南区（富合町・城南町）管内） 【城南まちづくりセンター2階 TEL0964-28-3211】 ●同局 北区分室（※北区管内） 【北区役所3階 TEL096-272-6908】

## 12.2 届出・事前審査・許可申請

表12-3 届出・事前審査・許可申請に係る許認可所管部署

部署名	所 在	電話番号
開発指導課	熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎11階	096-328-2507

表12-4 届出・事前審査・許可申請に係る公共施設の維持管理部署

公共施設等の種類		協議先	協議の内容
道 路	新設道路、国道（3号、57号、208号）、県道、市道、里道	所管の土木センター（中央区、東区、西区、南区、北区）、地域整備室（植木、城南）	道路の廃止・付け替え・管理、道路の接続、道路側溝への接続（放流）、道路の幅員及び構造、道路の付帯構造物、道路の地下埋設物
	国道（3号、57号、208号）	熊本河川国道事務所	
水路		所管の土木センター（中央区、東区、西区、南区、北区） 所管の基盤整備課	水路の廃止・付け替え・管理、水路へ接続（放流）、占用物件、構造
河 川	国管理河川	熊本河川国道事務所	河川の改修、河川への接続（放流）
	県管理河川	熊本県県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課	河川の改修、河川への接続（放流）
	市管理河川	所管の土木センター（中央区、東区、西区、南区、北区）	河川の改修、河川への接続（放流）
下水道		上下水道局下水道維持課	下水道への接続（放流）、下水道施設（管渠、ポンプ施設等）の構造、管理

表12-5 届出・事前審査・許可申請に係る他法令等に基づく施設設置等の協議部署

施設等の種類	協議先	協議の内容
緑地	みどり政策課	緑地の配置・面積
樹林地等の保全		樹木・樹林地、環境保護地区等の保全及び緑化
合併処理浄化槽	浄化対策課	合併処理浄化槽の能力・構造・管理
上水道	給排水設備課	給水施設の計画・管理
消防水利	所管の消防署	消火栓の設置・構造・管理
文化財	文化財課	埋蔵文化財の調査・保存
ゴミ収集所	所管の区役所総務企画課	ゴミ収集所の設置
集会所		集会所の設置

表12-6 届出・事前審査・許可申請に係る他法令等に基づく手続きの確認部署①

他法令等に基づく手続き項目	根拠法令・例規・要綱等	窓 口
国土利用計画法に基づく土地取引の届出	●国土利用計画法第23条第1項	●熊本市 都市政策課 土地利用班 【本庁舎11階 TEL328-2502】
土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出	●土壌汚染対策法	●熊本市 水保全課 水質保全班 【本庁舎7階 TEL328-2436】
都市計画法に基づく都市計画事業地内の土地の形質の変更・建築物の建築・その他工作物の建設等の許可	●都市計画法第53条第1項・第65条第1項	●熊本市 都市政策課 計画班 【本庁舎11階 TEL328-2502】
風致地区内の建築物の建築・土地の形質の変更等の許可	●都市計画法 ●熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例 ●熊本市風致地区のしおり	●熊本市 都市政策課 土地利用班 【本庁舎11階 TEL328-2502】
地区計画等の区域内における建築物の建築等の届出	●都市計画法 ●熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ●各地区の地区整備計画	●熊本市 都市政策課 土地利用班 【本庁舎11階 TEL328-2502】
立地適正化計画に基づく届出	●都市再生特別措置法第88条・第108条	●熊本市 都市政策課 計画班 【本庁舎11階 TEL328-2502】
景観法に基づく各種届出 ・大規模行為届出 ・特定施設届出地区行為届出 ・景観形成地区行為届出	●景観法 ●熊本市景観条例 ●熊本市景観計画	●熊本市 都市デザイン課 【本庁舎11階 TEL328-2508】
埋蔵文化財包蔵地内における工事等の届出	●文化財保護法	●熊本市 文化財課 【本庁舎8階 TEL328-2740】 ●熊本市 文化財課 植木分室 【北区植木町岩野238-1 TEL272-0551】
緑化協議	●熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	●熊本市 みどり政策課 【本庁舎7階 TEL328-2523】
環境保護地区における土地の形質の変更等の届出	●熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	●熊本市 みどり政策課 【本庁舎7階 TEL328-2523】
滑動崩落防止施設保全に関する建築物の建築・工作物の建設・土地の掘削等の届出	●熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例	●熊本市 都市安全課 【熊本花畑ビル5階 TEL328-2966】
宅地液状化防止施設保全に関する指導（近見1丁目付近～南高江2丁目付近）	●道路法第32条	●熊本市 都市安全課 【熊本花畑ビル5階 TEL328-2966】
砂防指定地内における行為の制限	●砂防法 ●熊本県砂防指定地管理条例	●熊本県 県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階） TEL333-2795,2796】
地すべり防止区域内における行為の制限	●地すべり等防止法	●熊本県 県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階） TEL333-2795,2796】
急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限	●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	●熊本県 県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階） TEL333-2795,2796】
土砂災害特別警戒区域内の制限	●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	●熊本県 県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階） TEL333-2795,2796】
駐車場法に基づく駐車場設置の届出	●駐車場法	●熊本市 市街地整備課 【本庁舎11階 TEL328-2537】
駐車場附置義務条例に基づく駐車施設設置の届出	●熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	●熊本市 市街地整備課 【本庁舎11階 TEL328-2537】
小規模駐車場設置の届出	●都市再生特別措置法 ●熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例	●熊本市 市街地整備課 【本庁舎11階 TEL328-2537】
自転車等駐車場の設置義務に関する事前協議・届出	●熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例	●熊本市 自転車利用推進課 【本庁舎11階 TEL359-6978】

表12-7 届出・事前審査・許可申請に係る他法令等に基づく手続きの確認部署②

他法令等に基づく手続き項目	根拠法令・例規・要綱等	窓 口
道路に関する諸手続き (法定外公共物含む) ①境界立会申請立会確定状況の閲覧、交付 ②工事施行承認 ③占用許可	(①境界立会申請) ●熊本市境界確定要綱 (②工事施行承認) ●道路法 ●熊本市道路管理規則 (③占用許可) ●道路法 ●法定外公共物管理条例	●熊本市 中央区土木センター 総務課 【西区蓮台寺5丁目7番1号 Tel.355-4577】 ●熊本市 東区土木センター 総務課 【東区佐土原3丁目1番65号 Tel.367-8548】 ●熊本市 西区土木センター 総務課 【西区蓮台寺5丁目7番1号 Tel.355-2939】 ●熊本市 南区土木センター 総務課 【南区役所2階 Tel.357-4801】 ●熊本市 北区土木センター 総務課 【北部まちづくりセンター1階 Tel.245-5053】
道路に関する諸手続き (直轄国道) ※国道3号、57号、208号が該当 ①境界確認申請 ②工事施行承認 ③占用許可	(②工事施行承認) ●道路法 (③占用許可) ●道路法	国土交通省九州地方整備局 ■熊本河川国道事務所 ●山鹿維持出張所 【山鹿市南島949-11 Tel.0968-44-3014】 ※国道3号 (北バイパスおよび四方寄交差点から北側)、国道208号 ●熊本維持出張所 【南区近見7-2-11 Tel.352-6951】 ※国道3号 (山鹿維持出張所管内以外)、国道57号
農地転用許可・届出	●農地法第4条、第5条	●熊本市 農業委員会事務局 【中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル9階 Tel.328-2781】 ※中央区・東区管内 ●同局 西南分室 【西区役所別館1階 Tel.329-1179】 ※西区・南区 (富合町・城南町を除く) 管内 ●同局 富合・城南分室 【城南まちづくりセンター内2階 Tel.0964-28-3211】 ※南区 (富合町・城南町) 管内 ●同局 北区分室 【北区役所3階 Tel.272-6908】 ※北区管内
自然公園法に基づく金峰山県立自然公園内における行為の許可・届出	●熊本県立自然公園条例 ●熊本県立自然公園条例施行規則	●熊本県 自然保護課 自然環境・公園班 【県庁行政棟新館5階 Tel.333-2274】
保安林における行為の許可	●森林法第34条第2項	●熊本県 県央広域本部上益城地域振興局林務課 【上益城郡御船町辺田見396-1 Tel.282-0333】
地域森林計画対象民有林における林地開発行為の許可・伐採及び造林の届出	●森林法第10条の2・第10条の8	●熊本県 県央広域本部上益城地域振興局林務課 【上益城郡御船町辺田見396-1 Tel.282-0142】 ※林地開発行為の許可 ●熊本市 みどり公園課 【本庁舎7階 Tel.328-2409】 ※伐採及び造林の届出
鳥獣保護区の特別保護地区における行為の許可	●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	●熊本県 自然保護課 野生鳥獣班 【県庁行政棟新館5階 Tel.333-2275】
環境影響評価の義務に関する協議	●環境影響評価法 ●熊本市環境影響評価条例 ●熊本市環境影響評価条例施行規則	●熊本市 環境政策課 【本庁舎7階 Tel.328-2427】

表12-8 届出・事前審査・許可申請に係る他法令等に基づく手続きの確認部署③

他法令等に基づく手続き項目	根拠法令・例規・要綱等	窓 口
<p>河川に関する諸手続き（市管理河川） （法定外公共物含む）</p> <p>①境界立会申請立会確定状況の閲覧、交付 ②工事施行承認 ③占用許可</p>	<p>〔①境界立会申請〕</p> <p>●熊本市境界確定要綱</p> <p>〔②工事施行承認〕</p> <p>●河川法</p> <p>〔③占用許可〕</p> <p>●河川法</p> <p>●熊本市法定外公共物管理条例</p>	<p>●熊本市 中央区土木センター 総務課 【西区蓮台寺5丁目7番1号 Tel355-4577】</p> <p>●熊本市 東区土木センター 総務課 【東区佐土原3丁目1番65号 Tel367-8548】</p> <p>●熊本市 西区土木センター 総務課 【西区蓮台寺5丁目7番1号 Tel355-2939】</p> <p>●熊本市 南区土木センター 総務課 【南区役所2階 Tel357-4801】</p> <p>●熊本市 北区土木センター 総務課 【北部まちづくりセンター1階 Tel245-5053】</p>
<p>河川に関する諸手続き（国管理河川） ※白川、緑川、加勢川、合志川が該当</p> <p>①占用許可 ②工作物の新築等の許可 ③その他河川法等に基づく諸手続き</p>	<p>〔①占用許可〕</p> <p>●河川法</p> <p>〔②工作物の新築等の許可〕</p> <p>●河川法</p> <p>〔③その他河川法等に基づく諸手続き〕</p> <p>●河川法等</p>	<p>国土交通省九州地方整備局</p> <p>■熊本河川国道事務所</p> <p>●白川出張所 【中央区東子飼町8-55、Tel382-1129】 ※白川（河口～小碩橋）</p> <p>●緑川下流出張所 【南区野田1-3-1、Tel382-1114】 ※緑川（河口～蒼町橋）、加勢川（緑川合流点～大六橋下流端）</p> <p>●緑川上流出張所 【上益城郡御船町御船929、Tel382-1113】 ※緑川（蒼町橋～甲佐町大字上場）</p> <p>■菊池川河川事務所</p> <p>●山鹿出張所 【山鹿市志々岐10-2、Tel0968-44-2177】 ※合志川（菊池川合流点～高江久米橋）</p>
<p>河川に関する諸手続き（県管理河川）</p> <p>①境界立会申請 ②工事施行承認 ③占用許可</p>	<p>〔①境界立会申請〕</p> <p>●熊本県官民境界確認事務処理要領</p> <p>〔②工事施工承認〕</p> <p>●河川法</p> <p>〔③占用許可〕</p> <p>●河川法</p>	<p>●熊本県 県央広域本部土木部（熊本土木事務所）工務管理課 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階） Tel333-2795,2796】</p>

## 第2章 盛土規制法に関する工事の技術的基準

### 目次

本基準の利用にあたって .....	1
1. 盛土 .....	1
1.1 原地盤及び周辺地盤の把握 .....	1
1.2 盛土計画の基本事項 .....	1
1.3 排水施設等 .....	2
1.4 盛土のり面の検討 .....	4
1.5 盛土全体の安定性の検討 .....	5
1.6 溪流等における盛土の基本的な考え方 .....	6
1.7 盛土の施工上の留意事項 .....	7
1.8 盛土の維持管理 .....	8
2. 切土 .....	9
2.1 切土のり面の勾配 .....	9
2.2 切土のり面の安定性の検討 .....	9
2.3 切土のり面の形状 .....	10
2.4 切土の施工上の留意事項 .....	10
2.5 切土のり面の維持管理 .....	10
3. のり面保護工及びその他の地表面の措置 .....	11
3.1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方 .....	11
3.2 のり面保護工の選定 .....	11
3.3 のり面保護工の設計・施工上の留意事項 .....	11
3.4 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項 .....	11
3.5 のり面排水工の設計・施工上の留意事項 .....	11
3.6 崖面以外の地表面に講ずる措置 .....	12
4. 擁壁 .....	13
4.1 擁壁の基本的な考え方 .....	13
4.2 擁壁の構造 .....	13
4.3 擁壁の形状 .....	13
4.4 擁壁の設計及び施工 .....	13

## 第2章 盛土規制法に関する工事の技術的基準

### 目次

5. 崖面崩壊防止施設 .....	25
5.1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方.....	25
5.2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定 .....	25
5.3 崖面崩壊防止施設の選定に当たっての留意事項 .....	26
5.4 崖面崩壊防止施設的设计・施工上の留意事項 .....	27
6. 工事施工中の防災措置.....	29
7. 土石の堆積 .....	30
7.1 土石の堆積の定義.....	30
7.2 土石の堆積の基本的な考え方 .....	30
7.3 土石の堆積的设计・施工上の留意事項 .....	30
7.4 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置 .....	31

## 本基準の利用にあたって

本基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制」及び第三章「特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制」を準用する。併せて「盛土等防災マニュアル」、「盛土等防災マニュアルの解説」及び「宅地開発に伴い設置させる浸透施設等設置技術指針」を参考とする。

●盛土等防災マニュアル (<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>)

●盛土等防災マニュアルの解説 (<https://shop.gyosei.jp/online/archives/cat08/0000072723>)

## 1. 盛土

### 1.1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要である。

- (1) 開発区域の面積が5ha以上の場合は、盛土材、埋戻し材及び基礎地盤の工学的性質を把握するために必要な土質調査及び土質試験を実施すること。又、施行中であっても必要に応じ、適宜調査等を行うこと。
- (2) 開発区域の面積が5ha未満の場合で、区域の地形状況(がけ地)及び予定建築物の規模に応じて、必要と思われる場合、土質調査及び土質試験を行うこと。
- (3) 土質調査及び土質試験が必要と思われる場合、ボーリング調査の箇所は、250m～300m間隔に1箇所を標準とし、最低2箇所以上調査すること。又、工事の種類によっては、構造物の規模、形式を勘案して別途調査すること。
- (4) 地表面下10mまでに次のような土層の存在が認められる場合は軟弱地盤工法等により施工すること。
  - ア 有機質土、高有機質土
  - イ 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下あるいはスウェーデン式サウンディング試験において100kg以下の荷重で自沈するもの
  - ウ 砂で、標準貫入試験で得られるN値が10以下あるいはスウェーデン式サウンディング試験において半回転数(N<sub>sw</sub>)が50以下のもの

### 1.2 盛土計画の基本事項

- (1) 造成計画にあたっては、切土量及び盛土量の算出をし、土砂の搬入搬出を最小限となるよう計画すること。又、周辺の既存道路高及び宅地高を考慮し、無理な造成は行わないこと。
- (2) 開発区域の傾斜はできる限り、南斜面とし、街区の造成勾配については、12%以下、やむを得ず北斜面となる場合、10%以下とすること。
- (3) 宅地の盛土材は、庭木の育成に支障がないよう、良質土を用いるか、土壌改良等を行うこと。
- (4) やむを得ず大規模な法面が発生する場合、その部分については、緑地等宅地以外の位置付けをすること。
- (5) がけ地又は法面の上端に続く地盤面は、原則としてがけ地又は法面の反対方向に雨水が流れるように勾配を付け、水の浸食等により崩壊しないようにすること。
- (6) 地盤の緩み、沈下、崩壊を防ぐために土の締固めを行うこと。  
尚、締固めにあたっては、まき出し厚を最大30cmとし、余盛りは土質に応じて行うが、盛土高の10%程度を見込むこと。

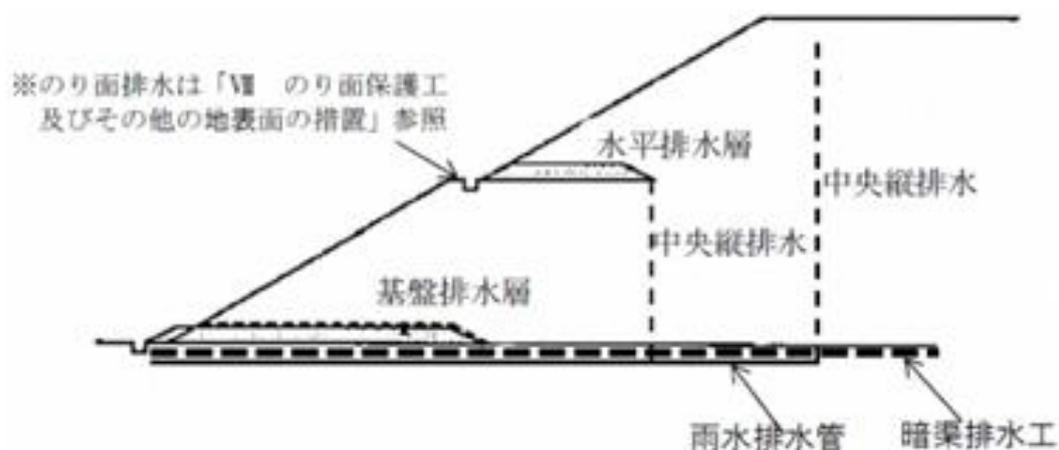
- (7) 地盤が軟弱である場合、良質土による置き換え、雨水を排除する水抜き等適切な処置を講じるようにすること。
- (8) 地山にある切株、雑草及び腐植土は除去すること。
- (9) 傾斜地盤上に盛土をする場合には、基礎地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、基礎地盤の勾配が15度程度以上の場合には原則として段切りを行い、盛土を基礎地盤にくい込ませて滑りを防ぐこと。
- (10) 高さ5m以上の盛土斜面が生じるときは、高さ5mごとに1mから2m程度の小段を設けること。
- (11) 盛土高によっては、必要に応じて円弧すべりに対する安定計算を行うこと。
- (12) 盛土の法面勾配は、原則として30度（約1：1.8）以下とする。

### 1.3 排水施設等

盛土及び基礎地盤等においては、完全に地下水の排除ができるように、当該地盤面に排水施設を設置すること。

なお、盛土の排水施設は、盛土施工前の原地盤に設置し盛土基礎地盤周辺の地下水排水を目的とする地下水排除工（暗きょ排水工、基盤排水層）と、盛土自体に一定の高さごとに透水性のよい山砂など設置し盛土内の地下水の排水を目的とする水平排水層に区分される。

排水施設		基本諸元	
機能	施設名称		
地下水排除工	暗渠排水工	本管	: 管径300ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討）
	基盤排水層	補助管	: 管径200ミリメートル以上
		補助管間隔	: 40メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20メートル以内
		厚さ	: 0.5メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上
		範囲	: のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び谷底部を包括して設置（地表面勾配 $i < 1:4$ ）
盛土内排水層	水平排水層	厚さ	: 0.3メートル以上（砕石や砂の場合）
		配置	: 小段ごと
		範囲	: 小段高さの1/2以上



### 1.3.1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。詳しくは「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」を参考とすること。

#### 1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。また、山地部の沢部を埋めた盛土では、地表面の湧水の有無や、地中の浸透水の動きを事前の調査のみで正確につかむことは難しいため、流水や湧水の有無にかかわらず旧沢地形に沿って設置することが望ましい。

#### 2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

#### 3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、柵、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

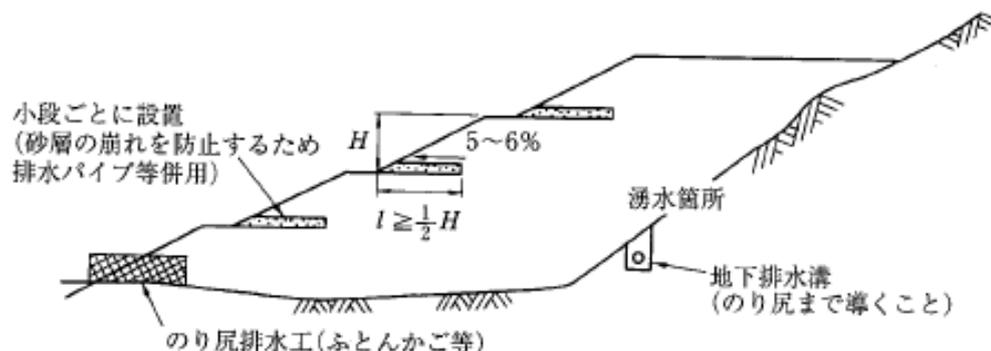
#### 4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

### 1.3.2 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、盛土の小段ごとに設けること（ジオテキスタイルを用いる場合、高さ2～3mごとに入れる場合がある）、層厚は0.3m以上（砕石や砂の場合）とし長さは小段間隔の2分の1以上とすること、浸透水の速やかな排水を促すため5～6%の排水勾配を設けることを標準とする。また、排水層の材料は、その目的から透水性の高いものを用いることとするが、砕石や砂等の粒形の揃った砂を適用する場合は、地震時に液状化現象を起こし、盛土地盤の変状を起こす原因となる場合があることに留意が必要である。なお近年では、良質の砂・礫質材料の確保が難しくなっていることもあり、ジオテキスタイル系の各種材料の適用も有効である。



## 1.4 盛土のり面の検討

### 1.4.1 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が15m以上の場合
- 2) 片切り・片盛り、腹付け盛土、斜面上の盛土、谷間を埋める盛土など、盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- 3) 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地など、不安定な場合
- 4) 住宅などの人の居住する施設が隣接しているなど、盛土の崩壊が隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 5) 腹付け盛土(盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上であるもの。)となる場合
- 6) 火山灰質土等(ローム等)の高含水の細粒土など、締固め難い材料を盛土に用いる場合

### 1.4.2 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

#### 1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式(簡便法)によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

#### 2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角( $\phi$ )の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

#### 3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ15m超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15m超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

盛土	間げき水圧		設定水位	設定水位等に関する補足
常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土	U <sub>s</sub>	盛土内の静水圧	盛土高の3分の1を基本	・現場条件等 <sup>※1</sup> により、設定水位を盛土高の2分の1にすることも考えられる。
渓流等における高さ15メートル超の盛土	U <sub>s</sub>	盛土内の静水圧	盛土高の3分の1を基本	・現場条件等 <sup>※1</sup> により、設定水位を盛土高の2分の1にすることも考えられる。 ・盛土が5万立方メートルを超えるような場合は、三次元浸透流解析等もあわせて設定水位を検討する。
	U <sub>s</sub>	地震時に盛土内に発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・盛土条件の変更が行えない等、やむを得ない場合に限り、過剰間げき水圧を考慮した安定計算を行う。
基礎地盤の液状化が懸念される平地部等の盛土	U <sub>s</sub>	基礎地盤内の静水圧	既存の地盤調査結果等により水位を設定	・盛土内の間げき水圧については、平地部の盛土等、地下水位の上昇が考えられない場合は見込まない。
	U <sub>L</sub>	液状化（基礎地盤）により発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・基礎地盤が緩い飽和砂質土等の場合に液状化判定を行う。

※1 現場条件等は、多量の湧水等があり集水性が高い地形である場合等を指す。

#### 4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（Fs）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

### 1.4.3 盛土のり面の形状

盛土のり面の形状は、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5m毎に小段を設けることを原則とし、小段幅は1~2mとする。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

### 1.5 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

#### 1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

#### 2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

① 安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「1.6 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

② 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ $c$ ）及び内部摩擦角（ $\phi$ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③ 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ15m超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ $u$ ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15m超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④ 最小安全率

盛土の安定に必要な最小安全率（ $F_s$ ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定する $Z$ の数値を乗じて得た数値とする。

## 1.6 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の場合の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする。

1) 盛土高

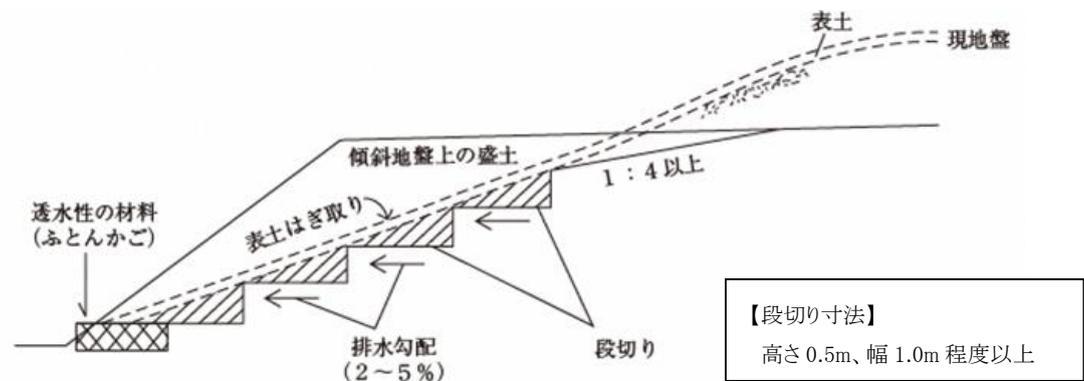
盛土の高さは15m以下を基本とし、「1.5 盛土全体の安定性の検討」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが15mを超える場合は、次のとおりとする。

- ① より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の分割法等の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
  - ② 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「1.5 盛土全体の安定性の検討」を参照。）
  - ③ 液状化判定等を実施する。（「1.5 盛土全体の安定性の検討」を参照。）
  - ④ 盛土高さ15mを超えるかつ盛土量5万 $\text{m}^3$ を超える大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。
- 2) のり面処理
- ① のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
  - ② のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
  - ③ のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。
  - ④ なお、「1.4.2 盛土のり面の安定性の検討」を参照し、盛土のり面の安定性を検討すること。
- 3) 排水施設
- 盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。
- 4) 工事中及び工事完了後の防災
- 工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

## 1.7 盛土の施工上の留意事項

- (1) 地盤の緩み、沈下、崩壊を防ぐために土の締固めを行うこと。尚、締固めにあたっては、まき出し厚を最大30cmとし、盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。また、必要に応じて地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下、「地すべり抑止ぐいなど」という。）の設置その他の処置が講じられていること。
- (2) 地盤が軟弱である場合、良質土による置き換え、雨水を排除する水抜き等適切な処置を講じるようにすること。
- (3) 地山にある切株、雑草及び腐食土は除去すること。
- (4) 勾配が15度（約1:4.0）程度以上の斜面上に2m以上の盛土を行う場合、段切り等を行い、地盤と盛土の接する面にすべりが生じないようにすること。
- (5) 切土又は盛土をする場合において、雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）によりがけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地表水等を有効かつ適切に排出することができるように、排水施設が設置

されていること。排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した地表水等の計画排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。



- (6) 盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。盛土の締固め度 $D_c$ の管理値は、国土交通省が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」に準じ、全ての管理単位について締固め度を90%以上とすることを標準とする。

### 1.8 盛土の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土に伴う災害が生じないよう適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の発生状況について定期的に確認することが望ましい。また、必要に応じて地下水観測や排水施設の機能回復等の措置を行うことが有効である。これらのことから、工事主又は工事施工者は、維持管理方法について施工段階から考えることが重要である。

## 2. 切 土

### 2.1 切土のり面の勾配

切土をした土地の部分に生じる高さが2mこえるがけ、又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で次のいずれかに該当するものがけ面については、この限りではない。

また、対象のがけ面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設（「5. 崖面崩壊防止施設」を参照。）を適用する。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しないものであり、切土の法面勾配は本表を標準とする。

表2.1-1 切土の法面勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

法 高 法面の土質	$H \leq 5 \text{ m}$	$H > 5 \text{ m}$
	軟岩 (風化の著しいものは除く)	80 度以下 (約 1:0.2)
風化の著しい岩	50 度以下 (約 1:0.9)	40 度以下 (約 1:1.2)
砂利、マサ土、関東ローム層、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45 度以下 (約 1:1.0)	35 度以下 (約 1:1.5)
上記以外の土質(岩屑、腐食土、埋 土、その他これらに類するもの)	30 度以下 (約 1:1.8)	30 度以下 (約 1:1.8)

### 2.2 切土のり面の安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の2)～7)の各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

2) のり面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要がある。

特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

3) のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であって

も、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。

- 4) のり面が侵食に弱い土質である場合  
砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。
- 5) のり面が崩積土等である場合  
崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要がある。
- 6) のり面に湧水等が多い場合  
湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要がある。
- 7) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合  
切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある。

### 2.3 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配ののり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5m程度ごとに幅1～2mの小段を設けることが一般的である。

### 2.4 切土の施工上の留意事項

- (1) 切土後の地盤面にすべりやすい土層がある場合、その地盤面にすべりが生じないよう杭及び矢板の打設等適切な処置を行うこと。
- (2) 切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図ること。  
なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切である。
  - 1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
  - 2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
  - 3) 土質が層状に変化している場合
  - 4) 湧水が多い場合
  - 5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
  - 6) 積雪・寒冷地域の場合

### 2.5 切土のり面の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、切土のり面における災害が生じないように適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。

### 3. のり面保護工及びその他の地表面の措置

#### 3.1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為（以下「盛土事業等」という。）に伴って生じる崖面については、擁壁（これにより難しい場合は、「5. 崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護するものとする。

また、盛土事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

設置を要する構造物等の区分を下記の表に示す。

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	のり面保護工 <sup>※1</sup>
切土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設 <sup>※2</sup>
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	のり面保護工 <sup>※1</sup>

※1：土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。

※2：擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く。

#### 3.2 のり面保護工の選定

切土又は盛土を行った部分に生じる法面は、植生工（張芝、筋芝、種子吹付等）、構造物による法面保護工（ブロック張工、プレキャスト枠工、モルタル吹付工等）及び法面排水工により、法面の安定を図ること。

#### 3.3 のり面保護工の設計・施工上の留意事項

- (1) のり面緑化工植生工については、良質土で客土し、芝等の育成を図るとともに、定着するまで十分な養生を行うこと。
- (2) がけ地又は法面の上端に続く地盤面は、原則としてがけ地又は法面の反対方向に雨水が流れるように勾配を付け、水の浸食等により崩壊しないようにすること。
- (3) 法面の下端及び小段（犬走り）には、雨水排水施設を設置すること。

#### 3.4 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切である。

#### 3.5 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

- (1) のり面の上部に自然斜面が続いているなど、切土又は盛土のり面以外からの表面水が流下する場所には、のり肩排水溝を設けること。
- (2) 小段には、小段上部のり面の下端に沿って、排水溝を設けること。また、小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配をつけて施工し、排水溝に水が流れるようにすること。
- (3) のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設けること。縦排水溝は、流量の分散を図るため間隔は20m程度とし、排水溝の合流する箇所には、必ずますを設けて、ますには、水が飛び散らないようにふた及び泥溜を設けること。

### 3.6 崖面以外の地表面に講ずる措置

盛土事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。

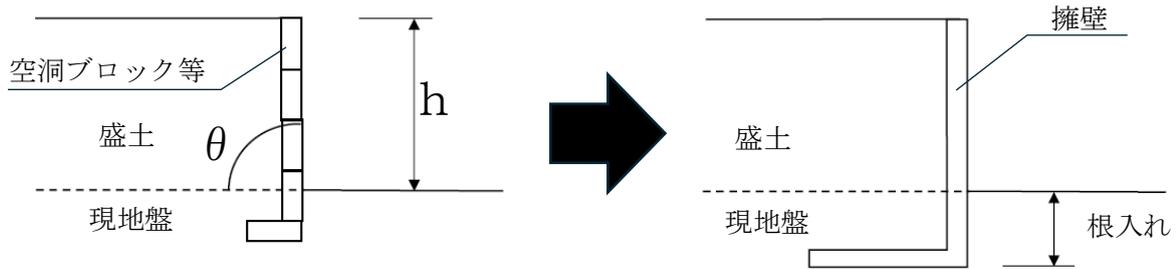
- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

## 4. 擁壁

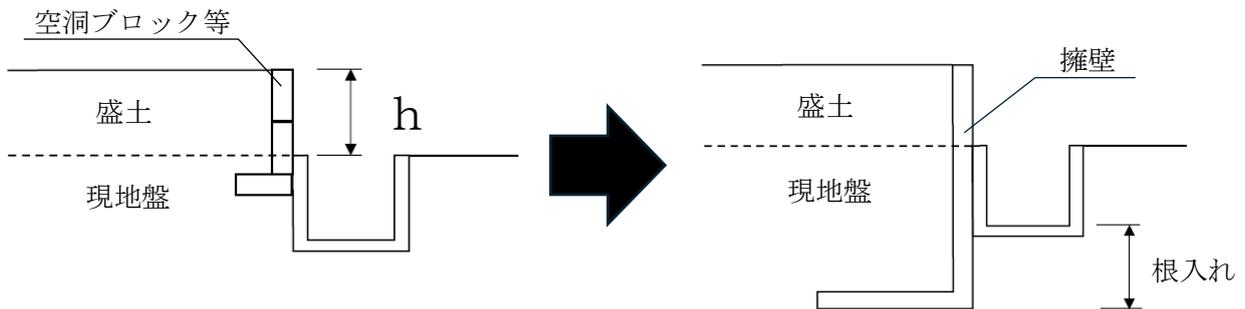
### 4.1 擁壁の基本的な考え方

「図4.1-1 擁壁の設置が必要な例」に示すとおり盛土等を行う土地と隣接地（道路及びその他の土地）の間に0.6m以上の崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外のものをいう。以下同様。）が生じる場合、及び土地と水路構造物天端の間に0.3m以上の崖が生じる場合は、擁壁を設置すること。

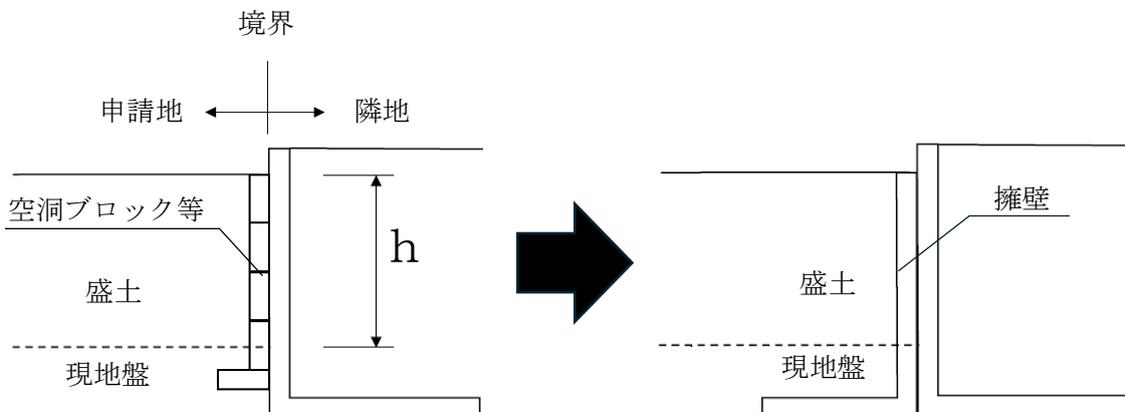
図4.1-1 擁壁の設置が必要な例



盛土等を行う土地と隣接地（道路及びその他の土地）の高低差  $h$  が0.6m以上の場合かつ地表面が水平面に対する角度  $\theta \leq 30^\circ$  以上をなす土地で、硬岩盤（風化が著しいものを除く）以外の場合。



土地と水路構造物天端の高低差  $h$  が0.3m以上の場合



隣地構造物に土圧をかけないよう  $h$  が0.6m以上の空洞ブロック等を用いる場合

## 4.2 擁壁の構造

原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造とする。

なお、構造計算などにおいて本基準に示されていない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参考にすること。

## 4.3 擁壁の形状

原則として鉄筋コンクリート造は、L型擁壁、逆T型擁壁又はもたれ式擁壁とし、無筋コンクリート造は、重力式擁壁又はもたれ式擁壁とし、練積み造は、ブロック積擁壁とする。

なお、擁壁上部に余盛を設けないこと。

## 4.4 擁壁の設計及び施工

### 4.4.1 擁壁の設計・施工上の一般的留意事項

擁壁の設計・施工に当たっては、擁壁に求められる性能に応じて、擁壁自体の安全性はもとより擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討することが必要である。

また、擁壁の基礎地盤が不安定な場合には、必要に応じて基礎処理等の対策を講じなければならない。

### 4.4.2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工

#### 4.4.2.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

ただし、地震時の検討においては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条に基づく擁壁又は都市計画法施行規則第27条第2項に基づく擁壁に限る。

#### (1) 地上高が2mを超える擁壁の安定計算について

次の項目に対する安定計算書を添付すること。

ただし、国土交通省制定の「土木構造物標準設計」による構造物（小型重力式擁壁を除く）及び政令第17条の規定による国土交通（建設）大臣認定の2次製品を使用する場合や間知ブロック積（石積）擁壁の場合には、下記4) についてのみ添付すること。

なお、5mを超える擁壁については、国土交通省制定の「土木構造物標準設計」は適用できない。

- 1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

#### (2) 地上高が2m以下の擁壁の安定計算について

地上高が2mを超える擁壁に準じて設計すること。

(3) 地盤の許容応力度（(1) 4）について

(ア) 共通事項

土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用し、各擁壁の最大設置圧が、それぞれの地盤の許容支持力以下であることを確認すること。

支持地盤の許容支持力が不足している場合、地盤改良等の適切な措置を講じることとし、法第16条第1項、法第35条第1項（変更許可）の対象とする。

なお、地盤改良等の措置を講じた場合、擁壁の底盤施工に先だって、改良地盤の支持力の確認を行うこと。

(イ) 地上高が2mを超える擁壁

擁壁の断面形状及び基礎底面位置が変化毎に、擁壁を施工する際、設計時に想定した支持地盤の土質であることを確認すること。設計時の土質と異なる場合は、再度、土質調査を行ったうえで基礎地盤の支持力に関する設計を行うこと。

1) 地上高が2m以下の擁壁

擁壁の断面形状及び基礎底面位置が変化する毎に、原位置試験で支持地盤の許容支持力が最大地盤反力度以上であることを確認すること。

なお、原位置試験を実施する場合、位置及び個所数等については、試験前に予め開発指導課と協議のうえ決定すること。

#### 4.4.2.2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

(1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。

- 1) 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
- 2) 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
- 3) 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。

(2) 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。

(3) 設計に用いる地震時荷重は、(1) 3) で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

(4) 外力の設定

1) 土質条件

土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用する。ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な開発事業においては、表4.4.2.2-1及び表4.4.2.2-2を用いることができる。

表4.4.2.2-1

土質	単位体積重量(k N/m <sup>3</sup> )	土圧係数 <sup>※</sup>
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

※土圧係数は、背面土の勾配を90度以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がない、という条件に合致する場合に用いることができる。

表4.4.2.2-2

土 質	摩擦係数
岩、岩層、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

2) 荷重条件

擁壁の設計に用いる荷重については、擁壁の設置箇所の状況などに応じて必要な荷重を適切に設定すること。

① 土圧

- (a) 土圧の計算は、ランキン、クーロン、テルツアギなどの各理論によること。
- (b) 擁壁に作用する土圧は、裏込め地盤の土質や擁壁の形状などに応じて、実状にあわせて算出することを原則とする。また、盛土の場合でこれによることが困難な場合や、小規模な開発事業において表4.4.2.2-1の値を用いることができる。
- (c) 裏込土の内部摩擦角として、30度を超えるものを使用する場合は、その根拠となる土質調査試験の結果を添付すること。

② 水圧

水圧は、擁壁の設置箇所の地下水位を想定して擁壁背面に静水圧として作用させるものとするが、水抜穴などの排水処理を規定どおり行い、地下水位の上昇が想定されない場合は、考慮しなくてもよい。

③ 自重

擁壁の設計に用いる自重は、躯体重量のほか、逆T型、L型擁壁などの片持ちばり式擁壁の場合には、仮想背面のとり方によって計算上の擁壁の自重が異なるので注意すること。

(単位体積重量)

材 料	単位体積重量(kN/m <sup>3</sup> )
コンクリート	23
鉄筋コンクリート	24

④ 地震時荷重

擁壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を考慮する。ただし、設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。なお、表4.4.2.2-1及び表4.4.2.2-2を用いる場合は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と表4.4.2.2-1の土圧係数を用いるものとする。

⑤ 積載荷重

擁壁の設置箇所の実状に応じて、建築物、工作物、積雪などによる積載荷重を考慮する。

擁壁に作用する積載荷重は、住宅地においては一般的な戸建て住宅が建てられることを想定して、10kN/m<sup>2</sup>の均等荷重をかけることを標準とする。また、住宅地以外の土地利用が想定される場合は、実情に応じて適切な積載荷重を設定する。

⑥ フェンス荷重

擁壁の天端にフェンスを直接設ける場合は、実状に応じて、適切なフェンス荷重を考慮する。なお、宅地擁壁の場合は、擁壁天端より高さ1.1mの位置にPf=1kN/m程度の水平荷重を作用させる。

(5) 外力の作用位置と壁面摩擦角等

1) 土圧等の作用面と壁面摩擦角等

土圧の作用面は原則として躯体コンクリート背面とし、壁面摩擦角は土とコンクリートの場合は、常時において $2\phi/3$ を用いる( $\phi$ :土の内部摩擦角)。ただし、擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合には、壁面摩擦角を $\phi/2$ とする。また、地震時においては透水マットの有無にかかわらず、 $\phi/2$ とする。

2) 土圧等の作用点

土圧合力の作用位置は、土圧分布の重心位置とする。

(6) 擁壁部材(鋼材及びコンクリート)の許容応力度

鋼材及びコンクリートの許容応力度について、以下のとおり建築基準法施行令を準用する。

① 鋼材の許容応力度は、建築基準法施行令第90条表二による。

② コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第91条による。

また、重力式擁壁などの無筋コンクリート造擁壁が、地震時において壁体内部に引張力が発生する場合のコンクリートの許容引張応力度は、許容圧縮応力度の $1/10$ を目安とすることができる。

(7) 基礎地盤の許容応力度(許容支持力度)

政令第9条第3項第2号の規定により、建築基準法施行令第93条及び第94条に基づいて定めた値を採用する。

また、都市計画法の開発許可における地盤の許容応力度は、原則として地盤調査結果に基づき決定すること。この地盤調査結果を受けて、擁壁高さ5m程度以下の工事の場合は、建築基準法施行令第93条の表に示す値を使用することができる。

(8) 地震力

擁壁の地上高(H)が2.0mを超える場合は、常時に加えて、中地震時(設計水平震度 $K_h = 0.20$ )に対する安全性を確認すること。また、擁壁の地上高(H)が5.0mを超える場合は、常時に加えて、中地震時及び大地震時(設計水平震度 $K_h \geq 0.25$ )に対する安全性を確認すること。

ただし、擁壁の重要度が極めて高いもの(鉄道、交通量の多い道路、指定避難所等の公益性の高い施設に近接するもの)、逆T型及び逆L型擁壁については、擁壁の地上高(H)にかかわらず中地震時及び大地震時に対する安全性を確認すること。

なお、地震時の安全性の確認に必要な水平震度は、 $K_h$ に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

以上についてまとめると、表4.4.2.2-3となる。

表4.4.2.2-3 擁壁の安全率等のまとめ

擁壁の地上高(H)	0 m ~ 2.0 m	2.0 m ~ 5.0 m	5.0 m ~
検討ケース	常時	中地震時 ( $K_h \geq 0.20$ )	大地震時 ( $K_h \geq 0.25$ )
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	極限支持力
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力* (設計基準強度及び基準強度)

\*: 曲げ、せん断、付着割裂等の終局耐力

#### 4.4.2.3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、表4.4.2.2-2によること。ただし、基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には、表4.4.2.2-2にかかわらず摩擦係数の値は0.6を上限として  $\tan \phi$  を用いることができる。(  $\phi$  : 内部摩擦角)

なお、土質試験がなされない場合には、盛土規制法施行令別表第三の値を用いることができる。

表4.4.2.3 基礎地盤と摩擦係数

基礎地盤の土質	摩擦係数	備考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	
砂質土	0.40	
シルト、粘土、又はそれらを多量に含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

#### 4.4.2.4 鉄筋コンクリート造等擁壁の配筋等

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、都市計画法施行規則第27条第2項の規定に基づき、建築基準法施行令第142条を適用する。

##### (1) 地盤（地耐力等）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。

##### (2) 配筋

配筋に際しては、地震時等には擁壁に作用する土圧の分布が不均一になって壁体の前面側に引張り応力が作用することもあるため、直接計算に現れない応力についても考慮し、複配筋にすること。ただし、複配筋にすることで鉄筋のかぶりや相互のあきが確保できなくなる等、基準を満たさなくなる場合はその限りではない。

##### (3) 片持ばり式擁壁のたわみについて

片持ばり式擁壁は、高さが高い場合には、土圧等の荷重によって縦壁が前面にたわむように変形する。このたわみによる圧迫感をやわらげたり、建築限界を侵さないようにするため、必要な対策をとること。

##### (4) 鉄筋の継手及び定着

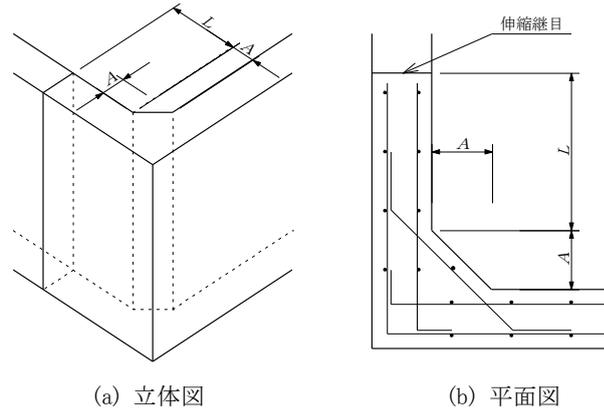
主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。

##### (5) 伸縮目地

原則として擁壁長さ20m以内ごとに設けること。また、地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・工法を異にする所にも設けること。

##### (6) 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、図4.4.2.4-1のとおり、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。



- (a) 立体図 (b) 平面図
- ① 擁壁の高さが 3.0m 以下のとき A=50cm
  - ② 擁壁の高さが 3.0m を超えるとき A=60cm
  - ③ L は 2.0m を超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

図4.4.2.4-1 隅角部補強方法及び伸縮継目の位置

(7) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。

(8) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行うこと。また、沈下等が生じないように十分に締固めること。

(9) 透水層

擁壁には、背面の排水を良くするため、水抜穴(原則として管径75mm以上)を3㎡に1箇所ずつ、たて壁の背面側に吸出し防止材(不織布等)を設置し、裏面には、栗石、砕石及び透水性マット(建設大臣認定によるもの)等により透水層(幅30cm以上)を設けること。

なお、水抜穴の設置が困難な場合は、透水層に有孔管を設置し、排水施設等へ排出すること。

また、最下段の水抜穴管底部に止水コンクリートを設置すること。

(二次製品などの場合、根入れ深さにより製品規定の水抜き穴が埋没する場合は、製品の鉄筋を切断しない方法で新たに水抜き穴を設置すること。)

擁壁の背面上に雨水、地下水が浸透すると土圧、水圧が増大して、擁壁倒壊の原因となるので、擁壁の天端・下端には排水側溝を設け地表水の処理を行うこと。

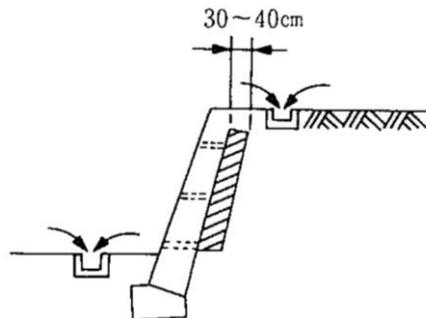


図4.4.2.4-2 U字型側溝による地表水の排出

#### 4.4.2.5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計

鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。

#### 4.4.3 練積み造擁壁の設計及び施工

##### 4.4.3.1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5mを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずること。

##### 4.4.3.2 練積み造擁壁の構造

###### (1) ブロック積擁壁

高さ5.0m以下とし、形状については、図4.4.3.2-1、図4.4.3.2-2による。

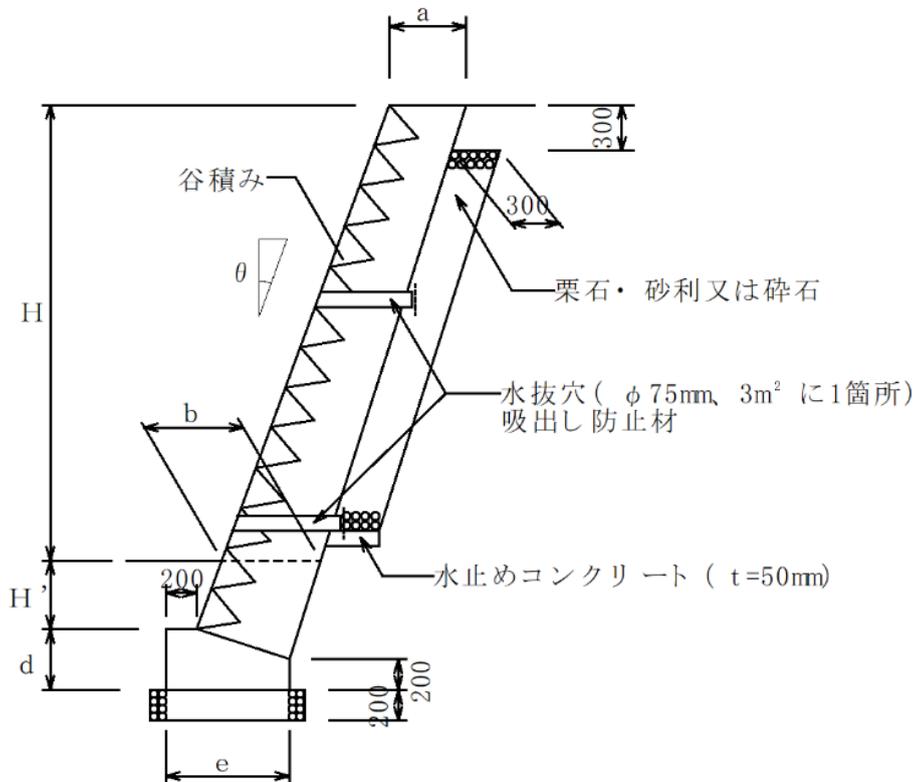


図4.4.3.2-1 ブロック積擁壁（切土の場合）

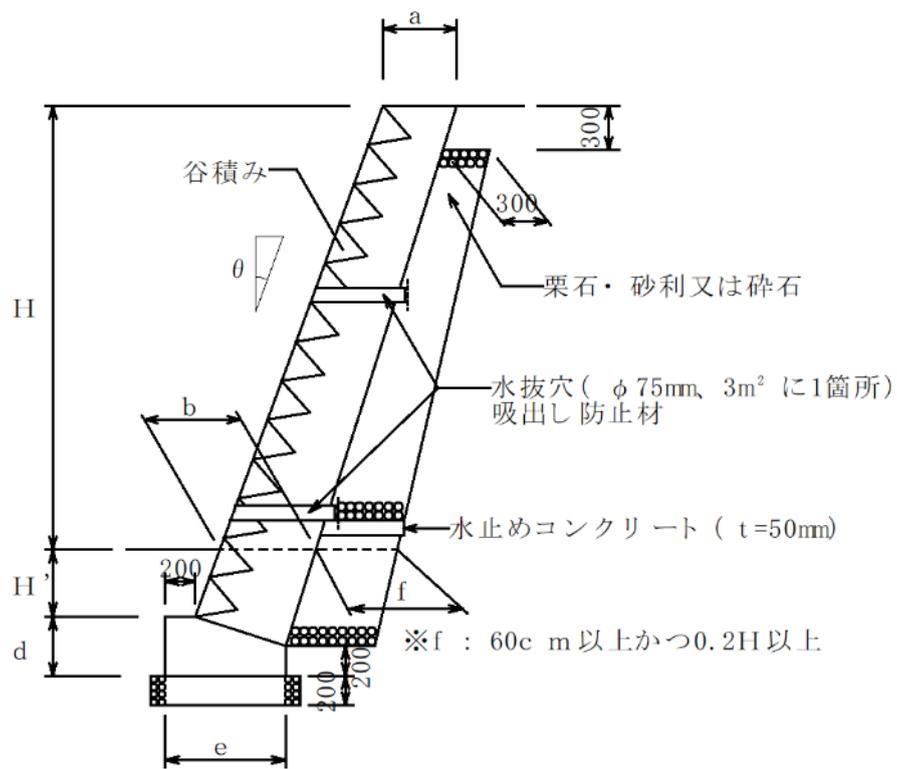


図4.4.3.2-2 ブロック積擁壁（盛土の場合）

表4.4.3.2-1 練積み造擁壁の各部の構造寸法表

土質	擁壁					裏栗						
	勾配	高さ(H)	下端部分の厚さ(B)	上端の厚さ(T)	根入れの深さ(D)	下端部分の厚さ(b)						
						盛土	切土					
第一種 岩, 岩屑, 砂利又は砂利混じり砂	70度を超え 75度以下	2m以下	40cm以上	40cm以上	35cm以上 かつ 0.15H以上	60cm以上 かつ 0.20H以上	30cm以上					
		2mを超え3m以下	50cm以上									
	65度を超え 70度以下	2m以下	40cm以上									
		2mを超え3m以下	45cm以上									
		3mを超え4m以下	50cm以上									
	65度以下	3m以下	40cm以上									
3mを超え4m以下		45cm以上										
4mを超え5m以下		60cm以上										
第二種 真砂土, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え 75度以下	2m以下	50cm以上	70cm以上	45cm以上 かつ 0.20H以上	60cm以上 かつ 0.20H以上	30cm以上					
		2mを超え3m以下	70cm以上									
	65度を超え 70度以下	2m以下	45cm以上									
		2mを超え3m以下	60cm以上									
		3mを超え4m以下	75cm以上									
	65度以下	2m以下	40cm以上									
		2mを超え3m以下	50cm以上									
		3mを超え4m以下	65cm以上									
		4mを超え5m以下	80cm以上									
	第三種 その他の土質	70度を超え 75度以下	2m以下					85cm以上	70cm以上	45cm以上 かつ 0.20H以上	60cm以上 かつ 0.20H以上	30cm以上
			2mを超え3m以下					90cm以上				
		65度を超え 70度以下	2m以下					75cm以上				
2mを超え3m以下			85cm以上									
3mを超え4m以下			105cm以上									
65度以下		2m以下	70cm以上									
		2mを超え3m以下	80cm以上									
		3mを超え4m以下	95cm以上									
		4mを超え5m以下	120cm以上									

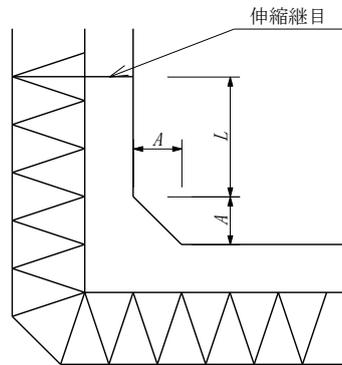
- 注1 土質調査などを行い、土質を決定すること。  
 注2 別表において、想定しがけの状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、擁壁に作用する載荷重は5 kN/m<sup>2</sup>程度である。なお、載荷重については、実状に応じて考慮すること。  
 注3 別表の第二種に該当する土質及び構造においては、それぞれの高さに応じて、下記の表に示す必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。なお、想定条件以外の場合は、別途検討の上、必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。

表4.4.3.2-1 基礎構造と地耐力 (kN/m<sup>2</sup>)

H(m)	d(cm)	θ (度)	e(cm)	地耐力(kN/m <sup>2</sup> )
2.0	35	θ ≤ 65	60	75
		65 < θ ≤ 70	65	
		70 < θ ≤ 75	70	
3.0	40	θ ≤ 65	70	100
		65 < θ ≤ 70	80	
		70 < θ ≤ 75	90	
4.0	45	θ ≤ 65	85	125
		65 < θ ≤ 70	95	
5.0	50	θ ≤ 65	100	125

(2) ブロック積擁壁の隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、図4.4.3.2-3のとおり、隅角をはさむ二等辺三角形の部分  
を鉄筋及びコンクリートで補強すること。



(a) 平面図 (A及びLの値は、図4.4.2.4-1のA及びLの値と同様。)

図4.4.3.2-3

伸縮目地の位置は、図4.4.2.4-1の位置にすること。

(3) 根入れ

- 1) 前面に側溝がある場合、地表面を根入れの基準高とし、表4.4.3.2-1を満たすこと。  
ただし、擁壁の基礎部分が側溝底版より下にあるものとする。(図4.4.3.2-4参照)
- 2) 三方張水路の場合は、現況底高を根入れの基準高さとし、表4.4.3.2-1を満たすこと。  
(図4.4.3.2-5参照)
- 3) 河川・土水路の場合は、現況底高を根入れの基準高さとし、表4.4.3.2-1を満たすと  
ともに、最低0.6m以上根入れを取ること。(図4.4.3.2-5参照)ただし、将来計画がある  
場合は、その河床高さ(計画河床高)からとるものとする。

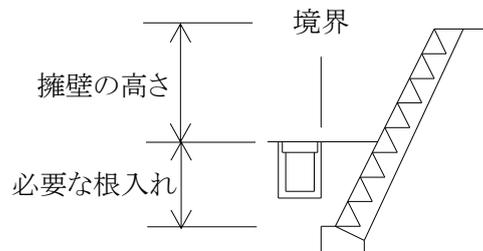


図4.4.3.2-4

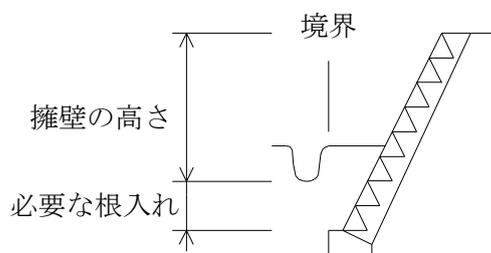


図4.4.3.2-5

※既存擁壁の根入れについては、現地盤高を根入れの基準高とする。

(4) 斜面上に設ける擁壁

図4.4.3.2-6のように斜面下端より土質に応じた勾配線(表4.4.3.2-3)から0.4H以上かつ1.5m以上後退すること。

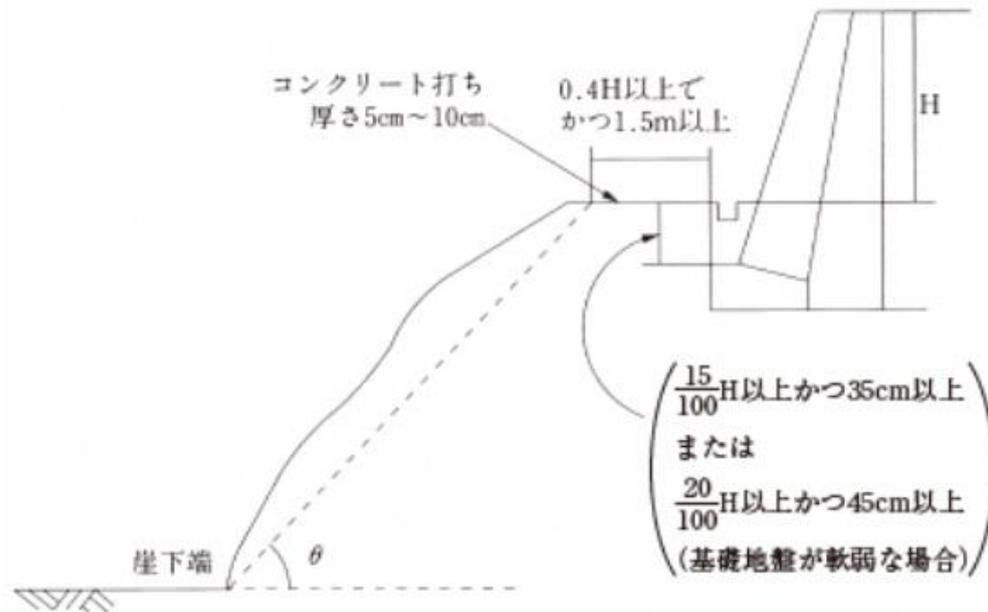


図4.4.3.2-6 斜面上に擁壁を設置する場合

出展「構造図集 擁壁」(社)日本建築士会連合会(平成28年9月)に一部加筆

表4.4.3.2-3 土質による角度

背面土質	軟岩(風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度( $\theta$ )	60°	40°	35°	25°

(5) 擁壁が上下二段に渡る場合

その上下関係は図4.4.3.2-7のとおりとし、その角度 $\theta$ については表4.4.3.2-3による。

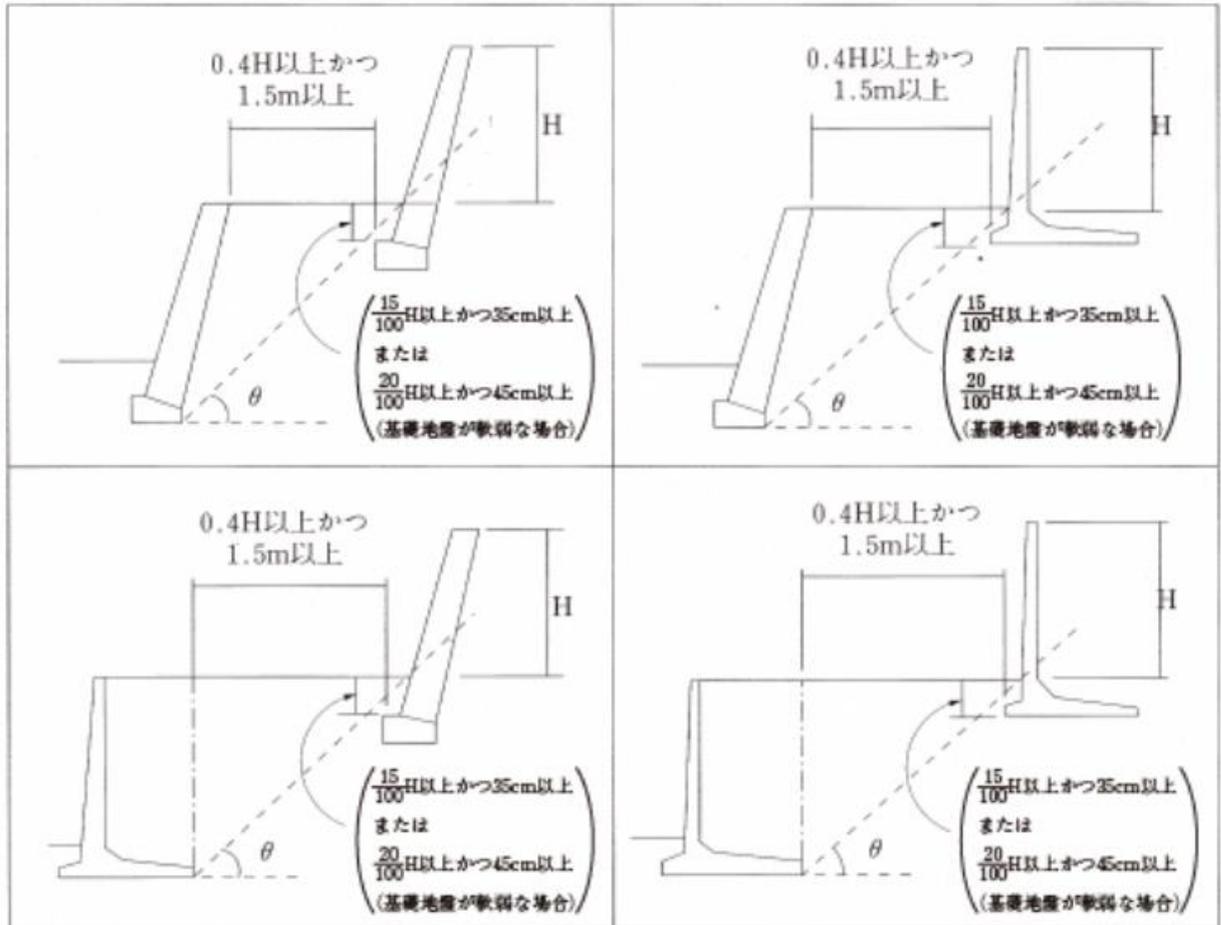


図4.4.3.2-7 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

出典「構造図集 擁壁」(社)日本建築士会連合会(平成28年9月)に一部加筆

4.4.3章までに定める事項のほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令に基づく技術基準の条文を準用すること。

#### 4.4.4 練積み造擁壁の施工上の留意事項

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要である。

(1) 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置すること。

(2) 裏込めコンクリート及び透水層

裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成すること。

(3) 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用すること。

(4) 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。

(5) 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめること。

(6) 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにすること。

(7) コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めること。

(8) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工すること。

(9) 養生

養生すること。

(10) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意すること。

## 5. 崖面崩壊防止施設

### 5.1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

### 5.2 崖面崩壊防止施設の種類の選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。表5.2-1に施設の種類の選定と特性を示す。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

表5.2-1 崖面崩壊防止施設と擁壁の特性

施設種別	崖面崩壊防止施設	擁壁
代表工種	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼製枠工</li> <li>大型かご枠工</li> <li>ジオテキスタイル補強土壁工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート擁壁</li> <li>無筋コンクリート擁壁</li> <li>練積み擁壁 等</li> </ul>
施設の構造特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造</li> <li>地盤の変形に追従することができる構造</li> <li>構造物の全面が透水性を有しており、背面地下水を速やかに排水できる構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造</li> <li>壁面はコンクリート等の剛な構造</li> <li>壁面に設ける水抜き等により排水する構造</li> </ul>
地盤の変形への追従性	高い (構造物自体が変形して土圧に抵抗する)	低い (剛な構造体であり、変形により健全性をなう)
耐土圧性	あり (相対的に小さい土圧)	あり (相対的に大きい土圧)
透水性	高い※ (構造体全体から排水)	— (水抜き等により排水)

※ジオテキスタイル補強土壁工は、一般的に排水施設が設置されるが、地山からの湧水等の地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある点に留意が必要である。

### 5.3 崖面崩壊防止施設の選定に当たっての留意事項

崖面崩壊防止施設の選定に当たって次表に示す工種ごとの特性を参考に選定するとよい。

表5.3-1 崖面崩壊防止施設の代表工種の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

このほか、崖面崩壊防止施設の選定に当たっては以下事項に留意が必要である。

#### (1) 関係基準に適合した工種、構造の適用

崖面崩壊防止施設は、その構造特性上、山地・森林等で想定される湧水が多く発生する箇所や、脆弱な地盤が分布し擁壁等の適用が困難となる箇所でも適用されることが想定されるため、適用に当たっては、「盛土等防災マニュアル」のみならず、治山技術基準や軟弱地盤対策工指針等の関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行うことが望ましい。

#### (2) 土地の利用用途や保全対象との位置関係に応じた適用

崖面崩壊防止施設は一定の変形を許容する施設であるため、住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できないことに留意が必要である。また、保全対象に近接して計画する場合は、必要な強度、耐久性等その安全性について十分な検討を行った上で、適用性について慎重に判断する必要がある。なお、崖面崩壊防止施設の適用性が低いと判断された場合は、湧水や地盤の脆弱性等の問題を地盤改良や追加排水対策等により改善した上で、擁壁工を適用する等の対応を行うことが望ましい。

#### (3) 地盤の変形への適用

崖面崩壊防止施設は、地盤の沈下等に追従して構造物自体が変形を伴いながら土圧に抵抗する、地盤の変形への追従性を有する構造物である。ただし、地盤の変形量が大きい場合、使用部材の許容量を超え破壊に至ることから、想定される土圧や変形に応じた適切な構造を選定する必要がある。また、長期的に地盤の変形が継続する場合、変形に応じた施設の更新の必要性が高くなることに留意が必要である。

#### (4) 土圧への適用

崖面崩壊防止施設は基本的に背面地盤からの土圧が小さい箇所に適用性があるが、そのなかでもジオテキスタイル補強土壁工は、大型かご枠工や鋼製枠工に比べると耐土圧性が高い。このため、必要な透水性や土地利用等の条件のほか、発生する土圧、水圧及び自重等によっても適切な工種を選定する必要がある。

#### (5) 地下水や浸透水への適用

崖面崩壊防止施設は基本的に適切な透水性を有する施設ではあるが、工種によって透水性に多少の差異があるため、想定される湧水等の流量に対して適切な透水性を有する工種の選定が必要であり、必要に応じて排水機能を補強する等の対応も考えられる。大型かご枠工や鋼製枠工は特に透水性が高く、地下水や浸透水が豊富な箇所での適用性に優れるが、ジオテキスタイル補強土壁工は、相対的に透水性に劣るため、必要に応じて排水施設の機能を強化する必要がある。

#### 5.4 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。

また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

なお、山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

##### (1) 崖面崩壊防止施設の変形に対する留意事項

崖面崩壊防止施設は、工種によって求められる性能や構造計算方法が異なるため、適切な規格及び部材を選定し、常時及び地震時の安定性を確保することが必要である。

一方で、崖面崩壊防止施設は、その構造特性より一定量の地盤の変形を許容する構造物であるが、その変形量が過大となると構造物としての安定性を確保できなくなり、周辺斜面や近接する保全対象へ影響を及ぼしかねない。そのため、崖面崩壊防止施設は、設置箇所と保全対象との位置関係を考慮し、必要な強度、耐久性、土地利用等その安全性について十分に検討の上適用性を判断するとともに、地盤の変形に対して性能を維持するよう必要に応じて施設の維持管理を行うことが望ましい。

##### (2) 周辺斜面の安定性の確保

崖面崩壊防止施設は背面地盤からの土圧が小さい場合に適することから、周辺斜面を含む地盤全体の安定性が確保できない場合には適用できない。例えば、背後に集水域を抱える自然斜面が位置する等、崖面崩壊防止施設が高い透水性を有していても雨水その他の地表水や湧水等の影響で崖面を含む斜面全体が不安定化するような場合が想定される。そのため、山地・森林等で周辺斜面も含めた滑りの発生が懸念される地盤では、次の事項に留意する。

- 1) 現地踏査、地盤調査を十分に行うことにより地質構造や地盤状況、降雨時を含めた湧水状況を把握し、地盤条件と支持層、湧水の状況、排水経路等を十分に考慮して、設計・施工を行う。
- 2) 周辺斜面において表層崩壊や地すべり等の有無を確認の上、崖面崩壊防止施設の影響で周辺斜面を不安定化させることがないように十分に考慮して、設計・施工を行う。
- 3) 構造物の基礎地盤が十分な支持力を有しているかを確認し、支持層の面的な分布を明らかにした上で、設計を行う。また、施工時には設計で想定した支持層の位置や支持力を満足することを現地で確認する。必要な支持力が確保できていない場合には、当初の計画を変更し地盤改良等を併用する等、支持力が確保できるようにする。

### (3) 湧水への対応

湧水が豊富な箇所では崖面崩壊防止施設を適用する場合には、次の事項に留意する。

- 1) 崖面崩壊防止施設が高い透水性を有していても長期的な排水機能が不十分であることが想定される場合は、背面地山への横ボーリング工等により排水施設を設置し、施設全体の排水機能の向上を図ることが望ましい。
- 2) 高い透水性を有す施設の特長上、中詰材の流出及び吸い出しが生じやすく、場合により構造物の健全性を損なうおそれがあることから、構造物の下面及び背面には吸い出し防止材を設置することが望ましい。
- 3) 現地発生材の利用に当たっては、材料が長期にわたる乾湿の繰り返しにより細粒化する材料もあるため、必要に応じて岩のスレーキング試験等を実施し、その適否を判断することが望ましい。
- 4) ジオテキスタイル補強土壁工は、一般的に排水施設が設置されるが、地山からの湧水等の地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある点に留意が必要である。また、中詰材や埋め戻し土に透水性の低い細粒分を含有する材料を用いると、これらの材料が湧水や地下水を遮水し周辺斜面の不安定化を引き起こしたり、浮力の発生により滑動が生じたりすることが想定されるため、透水性の高い材料を適用するよう留意する。

### (4) 施工時の留意事項

崖面崩壊防止施設の施工では、中間検査にて掘削・床付け状況及び背面地盤の処理が適切になされているか、計画どおりの部材を用いて施工されているかを確認し、その品質に不備がないようにすることが望ましい。

## 6. 工事施工中の防災措置

- (1) 周辺の土地利用状況、造成規模、施行時期及び期間を勘案して、集中豪雨等に伴う急激な出水や土砂の流出による災害防止に必要な次のような施設を設置すること。
  - 1) 雨水・土砂等を一時的に貯留させる防災調整池
  - 2) 開発区域内の雨水等を速やかに防災調整池へ導く集水施設及び区域外の河川等へ速やかに排水する施設
  - 3) 区域内の雨水及び土砂の隣接地域への流出防止のための布団籠、土俵等
- (2) 工事の施工は、できるだけ集中豪雨や台風の時期を避けて、災害の発生防止に努めること。
- (3) 防災体制を確立し、降雨時には区域内の巡視を行い、災害が発生した場合は、その状況に応じて速やかに応急処置を行うとともに、市長にその状況を報告すること。
- (4) 作業中及び作業終了後において、一般の立入りが危険である場合、周辺にバリケードや立入り禁止等の安全標識を設置して事故防止に努めること。
- (5) 建設機械による工事中の振動、騒音又は運搬車両による土砂及び資材の飛散、塵埃等による災害防止に努めること。  
なお、土砂の搬入、搬出が多量となる場合、事前に車両の通過経路等を明記した計画書を市長に提出し、その承認を得ること。
- (6) 大規模な開発行為や山地、丘陵地及び傾斜地等における開発行為で市長が必要と認めた場合、防災計画書を提出すること。
- (7) その他、必要に応じて「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」により、防災措置に努めること。

## 7. 土石の堆積

### 7.1 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

### 7.2 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるように検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- 1) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- 2) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等が必要である。

### 7.3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 原地盤の処理  
堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うこと。
- 2) 計画  
周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画すること。  
雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等を行い堆積した土石の安定を図ること。  
堆積する土石の安全な運搬経路を確保すること。
- 3) 土石の受け入れ  
堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認すること。

## 7.4 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

### 7.4.1 定義

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

### 7.4.2 種類と選定

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

#### 1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

#### 2) 空地を設けない場合の措置

① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。

② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

### 7.4.3 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要である。

### 7.4.4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

## 7.5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行う必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を受検する行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること

- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立ち会うこと
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないことを証明すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること
- 5) 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査確認を受けこと



# 第3章 様式

## 目次

1	宅地造成等に関する工事の許可申請等の手続き	
1. 1	事前審査・許可申請（指導要綱第3条、法第12条第1項・第30条第1項）関係	
様式1-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前審査申出書	1
様式1-2	土石の堆積に関する工事の事前審査申出書	2
様式2-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	3
様式2-2	土石の堆積に関する工事の許可申請書	5
様式3	設計者の資格に関する申告書	7
様式4	工事主の資力及び信用に関する申告書	8
様式5-1	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	10
様式5-2	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	12
様式6	市税滞納有無調査承諾書	14
様式7	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	15
様式8	工事施行者の能力に関する申告書	16
様式9	申請地の権利者一覧表	18
様式10	工事同意書	19
様式11	事前周知報告書	20
1. 2	変更許可申請（法第16条第1項・第35条第1項）関係	
様式12-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	22
様式12-2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	24
1. 3	軽微な変更の届出（法第16条第2項・第35条第2項、細則第7条）関係	
様式13	工事計画変更届	26
1. 4	工事の協議（法第15条第1項・第34条第1項、細則第5条）関係	
様式14	工事協議書	27
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の手続き	
2. 1	届出（法第27条第1項）関係	
様式15-1	特定盛土等に関する工事の届出書	29
様式15-2	土石の堆積に関する工事の届出書	31
2. 2	変更の届出（法第28条第1項）関係	
様式16-1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	33
様式16-2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	35

# 第3章 様式

## 目次

3	宅地造成等に関する工事の届出又は許可の後の手続き	
3. 1	標識の掲示（法第49条）関係	
様式17-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	37
様式17-2	土石の堆積に関する工事の標識	38
3. 2	工事着手の届出（細則第4条）関係	
様式18	工事着手届	39
3. 3	工事の中止・再開・廃止の届出（細則第10条）関係	
様式19	工事等中止・再開・廃止届	40
3. 4	定期報告（法第19条第1項・第38条第1項）関係	
様式20-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	41
様式20-2	土石の堆積に関する工事の定期報告書	42
3. 5	中間検査（法第18条第1項・第37条第1項）関係	
様式21	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	43
3. 6	完了検査・完了確認（法第17条第1項・第4項、法第36条第1項・第4項）関係	
様式22-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	44
様式22-2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	45
4	その他の手続き	
4. 1	規制区域の指定の際に行われている工事の届出（法第21条第1項・第40条第1項）関係	
様式23-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	46
様式23-2	土石の堆積に関する工事の届出書	47
様式24	工事概要書	48
様式25-1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書	49
様式25-2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	50
様式26	工事完了届	51
4. 2	擁壁等に関する工事の届出（法第21条第3項・第40条第3項）関係	
様式27	擁壁等に関する工事の届出書	52
様式24	工事概要書	48
様式28	擁壁等に関する工事の変更届出書	53
様式26	工事完了届	51
4. 3	公共施設用地の転用の届出（法第21条第4項・第40条第4項）関係	
様式29	公共施設用地の転用の届出書	54
様式24	工事概要書	48

## 第3章 様式

### 目次

4. 4	建築確認申請に係る適合証明書の交付申請（省令第88条）関係	
様式30	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書 .....	55
5	参考様式	
参考様式1	委任状.....	56



# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前審査申出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

事前審査申出者 (工事主)

住所

氏名

(電話番号 - - )

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第1項・第30条第1項）の規定による（宅地造成・特定盛土等）に関する工事の許可申請を行うにあたり、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて、事前審査を申し出ます。

1 申請地の地名、地番			
2 申請地の概要	地目		
	面積	(公簿)	m <sup>2</sup> (実測) m <sup>2</sup>
3 土地の利用状況	工事着手前		工事完了後
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		溪流等への該当 (有・無)
5 設計の内容	造成工事	切土 h= m、盛土 h= m、擁壁 h= m	
		崖面崩壊防止施設 ( )	
	排水方法	雨水の接続先は、(市道側溝、水路、 )	
6 設計者又は連絡者	(電話番号 - - ) (FAX番号 - - )		

## 土石の堆積に関する工事の事前審査申出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

事前審査申出者 (工事主)

住所

氏名

(電話番号 - - )

宅地造成及び特定盛土等規制法 (第12条第1項・第30条第1項) の規定による土石の堆積に関する工事の許可申請を行うにあたり、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて、事前審査を申し出ます。

1 申請地の地名、地番		
2 申請地の概要	地目	
	面積	(公簿) <span style="float: right;">m<sup>2</sup> (実測) <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span></span>
3 工事の目的		
4 設計の内容	土石の堆積	最大堆積高さ h= <span style="float: right;">m</span>
		土地の最大勾配 ( <span style="float: right;">)</span>
		勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ( <span style="float: right;">)</span>
		土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ( <span style="float: right;">)</span>
	空地の設置 w= <span style="float: right;">m</span>	
	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	雨水の接続先は、(市道側溝、水路、 <span style="float: right;">)</span>
5 設計者又は連絡者	(電話番号 - - ) (FAX番号 - - )	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定により、許可を 申請します。  年 月 日  様  申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					
ヌ その他の措置					

	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※印のある欄は記入しないでください。</li> <li>申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</li> <li>3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</li> <li>9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</li> <li>11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>				

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定により、許可を 申請します。  年 月 日  様  申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

設計者の資格に関する申告書				
				年 月 日
熊本市長 (宛)				
設計者 住所 (所在地)				
氏名 (名称及び代表者氏名)				
電話番号				
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第13条第2項・第31条第2項} に規定する設計者の資格 について、次のとおり申告します。				
格 よ る 資	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 の 番 号
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士 ( 部門 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		年 月 日	
学 歴	学校の名 称	学部及び学科	所 在 地	修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間 (合計 年 月)
				年 月 から 年 月 まで
				年 月 から 年 月 まで
				年 月 から 年 月 まで
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積
				平方メートル
				平方メートル
				平方メートル
				許認可の番号及び年月日
				第 年 月 日 号
				第 年 月 日 号
				第 年 月 日 号
				第 年 月 日 号
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第35条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	
注1 学歴の欄には、設計者の資格に係りのある学歴を記入してください。 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第21条に規定する措置に関する経歴のみを記入してください。 3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条又は同法施行規則第35条に規定する資格を有することを証する書類を添付してください。				

工事主の資力及び信用に関する申告書						
						年 月 日
熊本市長（宛）						
申請者（工事主） 住所（所在地）						
氏名（名称及び代表者氏名）						
電話番号						
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第2項第2号・第30条第2項第2号} に規定する 必要な資力及び信用について、次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年	月	日	資 本 金	千円	
法令による登録等						
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前 年 度 事 業 量	千円		資 産 総 額	千円		
前 年 度 又 は 前 年 の 納 税 額	法人税又は所得税 千円			事業税 千円		
主たる取引金融機関						
工事管理者の住所及び氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積	許認可の年月日 及 び 番 号	着 工 及 び 完 了 の 年 月
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
注1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。						
2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。						
(1) 最近の事業年度における国税（法人は法人税、個人は所得税）の納税証明書(その1)又は(その3)						
(2) 市税滞納有無調査承諾書						
(3) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）						
(4) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書						

資金計画書 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
〇〇〇		
〇〇〇		
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

資金計画書 (土石の堆積に関する工事)

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

担当課

開発指導課

## 市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主） 所在地又は住所

フリガナ  
商号又は名称

フリガナ  
代表者職氏名

電話番号

---

### 納税課確認欄

申請者（工事主） 1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税(特徴・普徴) ・ 固定資産税 ・ 法人市民税  
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税  
その他（

3. 滞納あり（分割納付約束履行中）  
（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

### 暴力団員等に該当しない旨の誓約書

私（当法人等）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人等）は次の(1)から(3)のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 法人等であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
  - (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
  
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主）  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名）  
電話番号

工事施行者の能力に関する申告書						
						年 月 日
熊本市長 (宛)						
申請者 (工事主) 住所 (所在地)						
氏名 (名称及び代表者氏名)						
電話番号						
工事施行者 住所 (所在地)						
氏名 (名称及び代表者氏名)						
電話番号						
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第2項第3号・第30条第2項第3号} に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年	月	日	資 本 金	千円	
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税			事業税		
	千円			千円		
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等工事施行経歴	注文主の名称	元請、下請の別	工事施行場所	面 積	許認可年月日	完了の年月
				平方メートル	年 月 日	年 月完了
				平方メートル	年 月 日	年 月完了
				平方メートル	年 月 日	年 月完了

- 注1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の認可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。
- 2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）
  - (2) 建設業の許可証の写し

申請地の権利者一覧表						
物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		平方メートル				
<p>注1 物件の種類欄には、土地（地目）又は工作物の種別を記入してください。</p> <p>2 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利の別を記入してください。</p> <p>3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合は、その経過を示す説明書を添付してください。</p> <p>4 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。</p>						

<p style="margin: 0;">工事同意書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">申請者（工事主） 住所（所在地）</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">氏名（名称及び代表者氏名） 様</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">権利者 住所（所在地）</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">氏名（名称及び代表者氏名） 印</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">私が権利を有する次の物件について、{宅地造成・特定盛土等・土石の堆積}に関する 工事を行うことを宅地造成及び特定盛土等規制法{第12条第2項第4号・第30条第2項第4号} の規定により同意します。</p>				
物件の種類	所在及び地番	面積 <small>平方メートル</small>	権利の種別	摘要

事前周知報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主） 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

下記の工事計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法〔第11条・第29条〕の規定による工事計画の事前周知を行いましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則〔第7条・第63条〕の規定により、提出します。

記

- 1 工事区域に含まれる地域の名称 熊本市
- 2 隣接及び周辺の住民の範囲 別紙 地図
- 3 説明状況 別紙 事前周知の経過報告
- 4 表示板設置状況 別添 写真
- 5 住民配布資料 別添（工事計画平面図）

事前周知の経過報告

周知事項	事業計画		工事計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界確認</li> <li>・ 工事計画平面図</li> <li>・ 排水計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界縦横断図</li> <li>・ 境界擁壁の構造</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul>	危害防止策 管理体制

周知期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
周知方法		
出席者	申請者（工事主）側	住民側（住所、氏名、電話番号、土地地番）
説明 ・ 意見	(特筆すべき説明事項)	(意見)
協議 調整 結果		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。  年 月 日  様  申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					
ヌ その他 の 措 置					

	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※印のある欄は記入しないでください。</li> <li>申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</li> <li>3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</li> <li>9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</li> <li>11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>				

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。  年 月 日  様  申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ヾ 工事完了予定年月日	年	月	日	
カ 工 程 の 概 要				

8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※印のある欄は記入しないでください。</li> <li>申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</li> <li>8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>				

工事計画変更届 年 月 日 熊本市長（宛） 工事主 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） 電話番号 宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第2項・法第35条第2項〕の規定により、 次のとおり届け出ます。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令（ ）第 号
土地の所在及び地番	
変更した工事主住所氏名	
変更した設計者住所氏名	
変更した工事施行者住所氏名	
変更工事着手予定年月日	年 月 日
変更工事完了予定年月日	年 月 日
変更の理由及びその他要な事項	

(正)

工事協議書						
熊本市長 (宛)					年 月 日	
協議者 職・氏名						
連絡先						
所在地						
部署名						
担当者 職・氏名						
電話番号						
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項・第34条第1項・第16条第3項・第35条第3項}の規定による協議をします。						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在及び地番					
5	土地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル				
	イ 切土又は盛土の土量	切土				立方メートル
		盛土				立方メートル
	ウ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	エ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				センチメートル	メートル	
	オ	がけ崖面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のための措置					
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定年 月 日	年	月	日		
ケ	工事完了予定年 月 日	年	月	日		
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					

(副)

第 年 月 日 号

※協議同意通知欄

協議者 職・氏名 様

熊本市長 印

工事協議同意通知書

この申出書及び添付図書に記載の {宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制・特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制} に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意します。

条 件

工 事 の 概 要	1	工事主住所氏名					
	2	設計者住所氏名					
	3	工事施行者住所氏名					
	4	土地の所在及び地番					
	5	土地の面積	平方メートル				
	6	ア	切土又は盛土を する土地の面積				平方メートル
				イ	切土又は盛土の 土 量	切 土	
		盛 土				立方メートル	
	ウ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	メートル
							メートル
	エ	排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法 <sup>のり</sup>	延 長	センチメートル
							メートル
オ	崖面の保護の 方 法						
カ	工事中の危害防止 のための措置						
キ	その他の措置						
ク	工事着手予定 年 月 日	年	月	日			
ケ	工事完了予定 年 月 日	年	月	日			
コ	工程の概要						
7	その他必要な事項						

注1 ※のある欄は記入しないでください。

2 2欄は資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は○印を付けてください。

3 3欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。

4 7欄は他の法令の許認可等を要する場合のみ、その許認可等の手続の状況を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル	延長 メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長 メートル	

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				

	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</li> <li>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>		

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチメートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅 メートル
チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</li> <li>8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工事着手届</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">熊本市長 (宛)</p> <p style="margin: 10px 0;">工事主 住所 (所在地)</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 10px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 20px 0;">{宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制・特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制} に関する工事に着手するので次のとおり届け出ます。</p>		
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令 ( ) 第 号	
土地の所在		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事 管理 者	住所及び氏名	
	連絡場所	電話番号
	資格・免許等	
主任 技術 者	住所及び氏名	
	連絡場所	電話番号
	資格・免許等	
※ 受付 処理 欄		
注1 ※印の欄には、記入しないでください。		

工事等 $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{再開} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$ 届  年 月 日  熊本市長(宛)  届出者（工事主等）住所（所在地）  氏名（名称及び代表者氏名）  電話番号  次のとおり $\left\{ \begin{array}{c} \text{宅地造成} \\ \text{特定盛土等} \\ \text{土石の堆積} \end{array} \right\}$ に関する工事等を $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{再開} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$ したので届け出ます。	
中止・再開・廃止の理由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令（ ）第 号
注1 不要の文字は、使途に応じて抹消してください。	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

工事主 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第19条第1項・第38条第1項} の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告について、次のとおり報告します。

1 工事主住所氏名				
2 土地の所在地及び地番				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 ( ) 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告時点における盛土 又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告時点における盛土 又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告時点における盛土、 切土、擁壁、排水施設 及びその他の施設に 関する工事の施行状況				
<p>注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。                  注2 報告時点における施工状況を明らかにするための以下の資料を添付してください。                  (1) 位置図、平面図、断面図等の工事の施工状況を明らかにする図面                  (2) 工事 (宅地造成又は特定盛土等) を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに5欄から8欄の状況を明らかにする写真</p>				

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

工事主 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項・第38条第1項〕の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告について、次のとおり報告します。

1 工事主住所氏名				
2 土地の所在地及び地番				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 ( ) 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告時点における土石の堆積の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
9 空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の措置の状況				
<p>注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。</p> <p>注2 報告時点における施工状況を明らかにするための以下の資料を添付してください。</p> <p>(1) 位置図、平面図、断面図等の工事の施工状況を明らかにする図面</p> <p>(2) 工事(土石の堆積)を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに5欄から9欄の状況を明らかにする写真</p>				

※ 受付欄  
年 月 日  
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書  
年 月 日

様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項  
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事を行っている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

※ 受 付 欄 年 月 日 第 号
-------------------------

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第1項  
第36条第1項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄  
年 月 日  
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項  
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項  
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年	月 日
9	工事完了予定年月日	年	月 日
10	工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項  
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

工事概要書

1 工事主 届出者	住所				
	氏名				
2 設計者	住所				
	氏名				
3 工事施行者	住所				
	氏名				
4 土地の面積		平方メートル			
5 工事の概要	切土又は盛土 アをする土地の 面積	平方メートル			
	イ 切土又は盛土 の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ウ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	エ 排水施設	番号	種類	内法 <sup>のり</sup> 寸法	延長
				センチメートル	メートル
	オ 屋根 <sup>がけ</sup> の保護の 方法				
カ 工事中の危害防 止のための措置					
キ その他の措置					
6 着手前・工事完了後の土地 （宅地造成・特定盛土等・ 土石の堆積）に関する工事					

<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長 (宛)</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項・第40条第1項} の規定により届出を行った宅地造成又は特定盛土等に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>前回届出の年月日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>土地の所在地及び地番</p>	
<p>変更に係る事項</p>	
<p>変更の理由</p>	
<p>注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。</p>	

<p>土石の堆積に関する工事の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長 (宛)</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項・第40条第1項} の規定により届出を行った土石の堆積に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>前回届出の年月日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>土地の所在地及び地番</p>	
<p>変更に係る事項</p>	
<p>変更の理由</p>	
<p>注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。</p>	

工事完了届

年 月 日

熊本市長 (宛)

工事主 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項・第40条第1項・第21条第3項・第40条第3項} の規定により届け出ました工事は、次のとおり完了しましたので報告します。

届出書提出年月日	年 月 日 第 号
工事施行者住所氏名	
土地の所在及び地番	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

摘 要	
--------	--

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項  
第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

<p>擁壁等に関する工事の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長 (宛)</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項・第40条第3項} の規定により届出を行った擁壁等に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>前回届出の年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>土地の所在地及び地番</p>	
<p>変更に係る事項</p>	
<p>変更の理由</p>	
<p>注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。</p>	

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項  
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書

<p>建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請するため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の建築（築造）計画が宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項・第16条第1項・第30条第1項・第35条第1項〕の規定に適合していることの証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>		※手数料欄	
土地の所在、地番、地目及び地積			
宅地造成及び特定盛土等規制法許可番号		年 月 日 指令（ ）第 号	
規制区域区分		宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
建築（築造）計画	工事の有無及び種別	有（宅地造成・特定盛土等・土石の堆積）・無	
	敷地面積	平方メートル	
	用途	建築（築造）面積	平方メートル
	建築物等の種別	延べ面積	平方メートル
証明を必要とする内容及び理由			
※ 受 付 欄 処 理			
<p>注1 建築確認申請書の写しを添付してください。</p> <p>2 ※印の欄には、記入しないでください。</p> <p>3 不要の文字は、抹消してください。</p>			

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、委任事項に係る一切の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

### 1. 委任する申請地に含まれる地域の名称及び面積

熊本市 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

### 2. 委任事項

- 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は同法第30条第1項に規定する宅地造成等に関する工事の許可に係る事前審査の申出から工事完了検査済証の受領までの手続きに関するもの
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る届出書提出から工事完了届受理書の受領までの手続きに関するもの
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項・第3項・第4項又は同法第40条第1項・第3項・第4項に規定する各届出に係る届出書提出から工事完了届受理書の受領までの手続きに関するもの
- ( \_\_\_\_\_ )

年 月 日

申請者（工事主）・届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

## 第4章 例規・要綱等

### 目次

1	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）	1
2	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成8年規則第15号）	12
3	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱 （令和5年5月18日制定）	20
4	熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱（令和7年2月6日制定）	44
5	熊本市違反宅地開発措置要綱（平成14年6月14日制定）	47



○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例〔建築審査室・開発指導課・都市政策課・住宅政策課〕

平成12年3月30日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、都市計画に関する事務及び建築確認等に関する事務に係る手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係の手数料 別表第1
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係の手数料 別表第2
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係の手数料 別表第3
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係の手数料 別表第4
- (5) 諸証明手数料 別表第5
- (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係の手数料 別表第6
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）関係の手数料 別表第7
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係の手数料 別表第8
- (9) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係の手数料 別表第9
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係の手数料 別表第10

（平17条例70・全改、平21条例31・平23条例47・平24条例126・平27条例39・平28条例49・令5条例20・令6条例28・一部改正）

(徴収等)

第3条 手数料は、当該申請（国等が行う通知を含む。）があった際に徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

3 前条第7号の手数料は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第28条第1項の規定により指定登録機関が登録を行う場合は、当該指定登録機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

（平19条例39・平19条例75・平21条例31・平23条例47・平24条例126・平29条例29・一部改正）

(手数料の減免)

第4条 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の事由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例70・追加)

(罰則)

第6条 市長は、詐欺その他の不正行為により手数料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(平17条例70・旧第5条線下)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第36号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第30号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料から適用する。

附 則（平成16年3月31日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(熊本市証紙条例の一部改正)

2 熊本市証紙条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成17年9月30日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月20日条例第58号）

1 この条例は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第3の2の項の規定は、この条例の施行の日以後される宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に係る手数料について適用し、宅地造成等規制法等の一部

を改正する法律附則第2条第3項の規定により同法第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可の申請又は同条第2項の規定によりされた変更の届出とみなされる宅地造成等規制法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月13日条例第39号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日又は所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第1条第14号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項及び別表第1の規定は、平成19年6月20日から適用する。

附 則（平成20年3月18日条例第25号）

- 1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請又は通知に係る手数料から適用する。

附 則（平成21年3月26日条例第21号）

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請又は通知に係る手数料について適用する。

附 則（平成21年5月29日条例第31号）

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成22年6月15日条例第109号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第47号）

この条例は、平成23年10月20日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第84号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の項及び2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第126号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第33号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第6及び別表第8の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

附 則（平成26年6月24日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日条例第39号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条に1号を加える改正規定及び別表に1表を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第6の改正規定（同表備考第5項後段に係る部分及び同項各号を削る部分、同表備考第6項後段に係る部分及び同項各号を削る部分並びに同表備考第7項を削る部分を除く。） 平成27年4月1日

附 則（平成28年3月24日条例第49号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第29号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第37号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第81号）

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第1の4の項、5の項、7の項、8の項、10の項、11の項、12の項、35の項、36の項、37の項、63の項及び64の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第28号）

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和元年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に

掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第26号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第8及び別表第10の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

附 則（令和3年12月17日条例第87号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画に係る変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定及び地位の承継の承認に係る手数料については、この条例による改正後の別表第6及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月29日条例第31号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の改正規定 令和5年4月1日
  - (2) 第2条第3号の改正規定及び別表第3の改正規定 令和5年5月26日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に関する許可の申請に係る手数料については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、同項の経過措置期間中は、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第64号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項事務の欄、5の項事務の欄、7の項事務の欄、8の項事務の欄、10の項事務の欄、11の項事務の欄、12の項事務の欄、75の項事務の欄及び76の項事務の欄並びに同表備考第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1、別表第3、別表第5、別表第8及び別表第10の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

別表第1（第2条第1号関係）～別表第2（第2条第2号関係）（略）

別表第3（第2条第3号関係）

（令6条例64・全改）

項	事務	名称	金額
1	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの 21,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 32,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 44,000円 (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 62,000円 (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 72,000円 (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 96,000円 (7) 10,000平方メートルを超え

			<p>20,000平方メートル以内のもの 150,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 228,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 354,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 498,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの 642,000円</p>
		<p>土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>次の各号に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え</p>

			<p>20,000平方メートル以内のもの 44,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 58,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 114,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの 138,000円</p>
2	<p>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。 ただし、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画の変更許可に係る金額が642,000円を超えるときは642,000円とし、土石の堆積に関する工事の計画の変更許可に係る金額が138,000円を超えるときは138,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号のみ又は第3号のみに該当する場合を除く。）については、宅地造成等区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の宅地造成等区域の面積、宅地造成等区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の宅地造成等区域の面積）に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土地の宅地造成等区域</p>

			<p>への編入については、新たに編入される宅地造成等区域の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) 土石の堆積に関する工事の許可の期間の始期から5年を超えて土石の堆積を行う場合における当該許可の期間の変更（さらに土石の堆積を行う期間が5年を超えるごとに行う許可の期間の変更を含む。）については、1の項に規定する土石の堆積に関する工事の許可申請手数料と同一の金額</p> <p>(4) その他の変更については、 10,000円</p>
3	<p>法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</p>	<p>次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え</p>

			10,000平方メートル以内のもの 16,000円
		(7)	10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの 17,000円
		(8)	20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 18,000円
		(9)	40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 20,000円
		(10)	70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 26,000円
		(11)	100,000平方メートルを超えるもの 27,000円

別表第4（第2条第4号関係）（略）

別表第5（第2条第5号関係）

（平17条例70・追加、平21条例21・令6条例64・一部改正）

項	事務	金額
1	都市計画決定事項に関する証明	300円
2	建築確認申請書受理証明	300円
3	建築確認済証明	300円
4	建築確認台帳記載事項証明	300円
5	建築確認申請の必要のない旨の証明	300円
6	道路位置指定済証明	300円
7	建築物、建築設備及び工作物に関する検査済証交付済証明	300円
8	建築物、建築設備及び工作物に関する完了検査結果報告書記載事項証明	300円
9	道等の判定調査書記載事項証明	300円
10	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条	300円

	に規定する証明書等の交付	
11	建築物の建築に関し、都市計画法に基づく許可を受けることができる区域であることの証明	300円
12	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条に規定する証明書等の交付	300円

別表第6（第2条第6号関係）～別表第10（第2条第10号関係）（略）

平成8年3月30日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平14規則54・全改、令5規則48・一部改正)

(許可証等の様式)

第2条 法第7条第2項に規定する障害物伐除の許可証及び土地の試掘等の許可証並びに法第24条第2項及び第43条第2項の規定により準用する法第7条第1項の身分を示す証明書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害物の伐除の許可証 様式第1号
- (2) 土地の試掘等の許可証 様式第2号
- (3) 身分証明書 様式第3号

(平18規則80・令5規則48・一部改正)

(許可申請書の添付書類)

第3条 省令第7条第1項及び第2項の申請書には、同条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事主の資力及び信用に関する申告書
- (2) 工事施行者の能力に関する申告書
- (3) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の公図及び登記事項証明書
- (4) 申請地の権利者一覧表
- (5) 農地の転用の許可を要する場合は、農地転用許可書の写し
- (6) 他の法令に基づく許可等を要する場合は、その許可証又は届出書等の写し
- (7) 工事後の土地利用計画に関する図面
- (8) その他市長が必要と認める書類

(平14規則54・平17規則38・平18規則80・令5規則48・令7規則10・一部改正)

(工事着手の届出)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項に規定する工事の許可を受けた者（以下「工事主」という。）は、工事に着手する前に、市長に工事着手届を提出しなければならない。

(平17規則38・平18規則80・令5規則48・一部改正)

(協議の申出)

第5条 法第15条第1項又は第34条第1項の協議の申出は、工事協議書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第7条第1項各号に掲げる書類(同項第7号から第9号までに掲げる書類を除く。)を、土石の堆積に関する工事にあつては同条第2項各号に掲げる書類(同項第5号から第7号までに掲げる書類を除く。)を添付して提出することにより行うものとする。

(令5規則48・一部改正)

(変更許可申請書の添付書類)

第6条 法第16条第1項の規定に基づく省令第37条第1項の申請書若しくは同条第2項の申請書又は法第35条第1項の規定に基づく省令第67条第1項の申請書若しくは同条第2項の申請書には、第3条及び省令第7条の書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(平18規則80・追加、令5規則48・一部改正)

(軽微な変更の届出の様式)

第7条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による軽微な変更の届出は、工事計画変更届を提出することにより行うものとする。

(平18規則80・追加、令5規則48・一部改正)

(届出書の添付書類等)

第8条 法第21条第1項の規定に基づく省令第52条第1項若しくは第3項の届出書若しくは法第21条第3項の規定に基づく省令第55条の届出書又は法第40条第1項の規定に基づく省令第82条第1項若しくは第2項の届出書若しくは法第40条第3項の規定に基づく省令第85条の届出書には、工事概要書及び位置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定による届出に係る工事が完了したときは、完了後10日以内に工事完了届を市長に提出しなければならない。

3 法第21条第4項の規定に基づき公共施設用地を宅地若しくは農地等に転用した場合の省令第56条の届出書又は法第40条第4項の規定に基づき公共施設用地を宅地若しくは農地等に転用した場合の省令第86条の届出書には、工事概要書(当該転用の日前に当該公共施設用地について工事を行った場合に限る。)及び位置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平14規則54・一部改正、平18規則80・旧第6条繰下・一部改正、令5規則48・令7規則10・一部改正)

(届出事項の変更)

第9条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届

出を行った者が当該届出に係る事項の一部を変更しようとするときは、次条の場合を除き、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(平18規則80・追加、令5規則48・一部改正)

(工事の廃止等届)

第10条 工事主及び前条に規定する者は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合は、速やかに工事等中止・再開・廃止届を市長に提出しなければならない。

(平18規則80・追加、令5規則48・一部改正)

(定期報告)

第11条 法第19条第1項及び法第38条第1項の規定による報告は、定期報告書を提出することにより行うものとする。

(令7規則10・追加)

(工事の一部検査)

第12条 市長は、許可に係る宅地が次の各号のいずれかに該当する場合は、工事主の申出により当該工事の一部について完了の検査を行うことができる。

- (1) 宅地を分割しても災害防止上支障を来さず、かつ、分割した宅地を独立して使用に供し得るものである場合
- (2) その他市長が適当と認めた場合

(平17規則38・一部改正、平18規則80・旧第9条繰下、令5規則48・一部改正、令7規則10・旧第11条繰下)

(標識の設置期間)

第13条 工事主は、当該工事の着手の日から検査済証の交付の日まで、法第49条の標識を設置しなければならない。

(平18規則80・旧第10条繰下、令5規則48・一部改正、令7規則10・旧第12条繰下)

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付の申請)

第14条 省令第88条の規定による書面の交付を求めようとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書を市長に提出しなければならない。

(令7規則10・追加)

(書類の様式等)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。省令第7条第1項第5号、第10号及び第11号並びに同条第2項第8号及び第9号に規定する書類の様式についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令5規則48・追加、令7規則10・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第38号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月30日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日規則第38号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本市宅地造成等規制法施行細則第4条及び様式第4号の規定は、この規則の施行の日以後なされた宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可に係る工事について適用する。

附 則 (平成18年9月20日規則第80号)

この規則は、熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（平成18年条例第58号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第48号) 抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月23日規則第48号)

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する経過措置期間中にこの規則による改正前の熊本市宅地造成等規制法施行細則の規定に基づき作成される用紙及び標識については、必要な調整をして用いるものとする。

附 則 (令和7年2月27日規則第10号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

障害物の伐除の許可証

住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第6条第1項の規定に基づき、  
次のとおり伐除を許可する。

1 伐除の目的

2 伐除ができる期間

3 伐除ができる場所

4 伐除の方法

年 月 日

熊本市長



第 号
土地の試掘等の許可証
住 所
氏 名
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第6条第1項の規定に基づき、 次のとおり試掘等を許可する。
1 試掘等の目的
2 試掘等を行うことができる期間
3 試掘等を行う場所
4 試掘等の方法
年 月 日
熊本市長 <span style="float: right;">印</span>

様式第3号（第2条関係）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職	
氏 名	
生年月日	
<p>上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第24条第1項及び第43条第1項の規定に基づき他人の所有する土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事及び特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査することができる者であることを証明する。</p>	
年	月 日
熊本市長	
印	

備考 裏面に宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項及び第43条第1項の規定を記載する。

様式第1号（第2条関係）

（令5規則48・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平18規則80・令5規則48・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（令5規則48・全改）

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に規定する書類の様式を定める要綱

制定 令和5年5月18日都市建設局長決裁

改正 令和7年 月 日都市建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成8年規則第15号。以下「細則」という。）第15条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び細則に規定する書類に記載すべき事項並びにその様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 省令及び細則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

省令又は細則の条項	書類の名称	様式
省令第7条第1項第5号	設計者の資格に関する申告書	様式第1号
細則第3条第1号	工事主の資力及び信用に関する申告書	様式第2号
細則第3条第1号	市税滞納有無調査承諾書	様式第3号
細則第3条第1号	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	様式第4号
細則第3条第2号	工事施行者の能力に関する申告書	様式第5号
省令第7条第1項第10号 及び同条第2項第8号	工事同意書	様式第6号
細則第3条第4号	申請地の権利者一覧表	様式第7号
省令第7条第1項第11号 及び同条第2項第9号	事前周知報告書	様式第8号
細則第4条	工事着手届	様式第9号
細則第5条	工事協議書	様式第10号
細則第7条	工事計画変更届	様式第11号
細則第8条第1項、第3項	工事概要書	様式第12号
細則第8条第2項	工事完了届	様式第13号
細則第9条	宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の変更届出書	様式第14号

細則第 9 条	土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式第 1 5 号
細則第 9 条	擁壁等に関する工事の変更届出書	様式第 1 6 号
細則第 1 0 条	工事等中止・再開・廃止届	様式第 1 7 号
細則第 1 1 条	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	様式第 1 8 号
細則第 1 1 条	土石の堆積に関する工事の定期報告書	様式第 1 9 号
細則第 1 4 条	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書	様式第 2 0 号

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条の規定にかかわらず、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項に規定する経過措置期間中（以下「経過措置期間中」という。）は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

細則の条項	書類の名称	様式
第 4 条	工事着手届	様式第 7 号
第 5 条	工事協議書	様式第 8 号
第 7 条	工事計画変更届	様式第 9 号
第 8 条第 1 項	工事概要書	様式第 1 0 号
第 8 条第 2 項	工事完了届	様式第 1 1 号
第 1 0 条	工事等中止・再開・廃止届	様式第 1 2 号

- 3 経過措置期間中は、熊本市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（令和 5 年規則第 4 8 号）による改正前の細則第 6 条の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可申請書の様式は、様式第 1 3 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

設計者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第13条第2項・第31条第2項} に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

建築士法等による資格	資格内容		取得年月日		登録又は合格の番号	
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士（ 部門） <input type="checkbox"/> その他（ ）		年 月 日			
学歴	学校の名称	学部及び学科	所在地		修業年限	
実務経歴	勤務先	所在地	職名	在職期間（合計 年 月）		
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積	許認可の番号及び年月日	
				平方メートル	第 号	年 月 日
				平方メートル	第 号	年 月 日
				平方メートル	第 号	年 月 日
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号 <input type="checkbox"/> 第 5 号			
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号			
<p>注 1 学歴の欄には、設計者の資格に係りのある学歴を記入してください。</p> <p>2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 21 条に規定する措置に関する経歴のみを記入してください。</p> <p>3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条又は同法施行規則第 35 条に規定する資格を有することを証する書類を添付してください。</p>						

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主） 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第2項第2号・第30条第2項第2号〕に規定する必要な資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円
法令による登録等			
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）		
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円
前 年 度 又 は 前 年 の 納 税 額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円
主たる取引金融機関			

工事管理者の住所及び氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積	許認可の年月日及び番号	着 工 及 び 完了の年月
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
				平方メートル	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

注1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。

2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 最近の事業年度における国税（法人は法人税、個人は所得税）の納税証明書（その1）又は（その3）
- (2) 市税滞納有無調査承諾書
- (3) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- (4) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書

担当課

開発指導課

## 市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主）所在地又は住所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職氏名

電話番号

---

### 納税課確認欄

申請者（工事主） 1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税(特徴・普徴) ・ 固定資産税 ・ 法人市民税  
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税  
その他（

3. 滞納あり（分割納付約束履行中）  
（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

私（当法人等）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人等）は次の(1)から(3)のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 法人等であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
  - (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
  
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主） 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

工事施行者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第2項第3号・第30条第2項第3号〕に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年	月	日	資 本 金	千円	
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税			事業税		
	千円			千円		
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等工事施行経歴	注文主の名称	元請、下請の別	工事施行場所	面 積	許認可年月日	完了の年月
				平方メートル	年 月 日	年 月完了
				平方メートル	年 月 日	年 月完了
				平方メートル	年 月 日	年 月完了

注1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の認可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。

2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- (2) 建設業の許可証の写し

工事同意書

年 月 日

申請者（工事主） 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

権利者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

電話番号

私が権利を有する次の物件について、{宅地造成・特定盛土等・土石の堆積}に関する工事を行うことを宅地造成及び特定盛土等規制法{第12条第2項第4号・第30条第2項第4号}の規定により同意します。

物件の種類	所在及び地番	面積 平方メートル	権利の種別	摘要

申請地の権利者一覧表						
物件の種類	所在及び地番	面積 平方メートル	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要
<p>注1 物件の種類欄には、土地（地目）又は工作物の種別を記入してください。</p> <p>2 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利の別を記入してください。</p> <p>3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合は、その経過を示す説明書を添付してください。</p> <p>4 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。</p>						

事前周知報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（工事主） 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

下記の工事計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法〔第11条・第29条〕の規定による工事計画の事前周知を行いましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則〔第7条・第63条〕の規定により、提出します。

記

- 1 工事区域に含まれる地域の名称 熊本市
- 2 隣接及び周辺の住民の範囲 別紙 地図
- 3 説明状況 別紙 事前周知の経過報告
- 4 表示板設置状況 別添 写真
- 5 住民配布資料 別添（工事計画平面図）

事前周知の経過報告

周知事項	事 業 計 画	工 事 計 画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界確認</li> <li>・ 工事計画平面図</li> <li>・ 排水計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界縦横断図</li> <li>・ 境界擁壁の構造</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul>

周知期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
周知方法		
出席者	申請者（工事主）側	住民側（住所、氏名、電話番号、土地地番）
説 明 ・ 意 見	(特筆すべき説明事項)	(意見)
協 議 調 整 結 果		

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工事着手届</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">熊本市長（宛）</p> <p style="margin: 10px 0;">工事主 住所（所在地）</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="margin: 10px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">{宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制・特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制}に関する工事に着手するので次のとおり届け出ます。</p>		
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令（ ）第 号	
土地の所在		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事 管理 者	住所及び氏名	
	連絡場所	電話番号
	資格・免許等	
主任 技術 者	住所及び氏名	
	連絡場所	電話番号
	資格・免許等	
※ 受付 処理 欄		
注1 ※印の欄には、記入しないでください。		

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工事協議書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">協議者 職・氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項・第34条第1項・第16条第3項・第35条第3項} の規定による協議をします。</p>						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在及び地番					
5	土地の面積	平方メートル				
工事概要	ア	切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル
	イ	切土又は盛土の土量	切土			立方メートル
			盛土			立方メートル
	ウ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	エ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
	オ	崖面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のための措置					
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定年 月 日	年	月	日		
ケ	工事完了予定年 月 日	年	月	日		
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					

(副)

第 年 月 日  
号 日

※協議同意通知欄

協議者 職・氏名

様

熊本市長

印

工事協議同意通知書

この申出書及び添付図書に記載の {宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制・特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制} に関する工事については、下記の条件を付して協議に同意します。

条 件

1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在及び地番					
5	土地の面積	平方メートル				
6	ア 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル	
		イ 切土又は盛土の土量	切土			立方メートル
	盛土				立方メートル	
	ウ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	エ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				センチメートル	メートル	
	概要	オ 崖面の保護の方法				
		カ 工事中の危害防止のための措置				
キ その他の措置						
ク 工事着手予定年 月 日		年	月	日		
ケ 工事完了予定年 月 日		年	月	日		
コ 工程の概要						
7	その他必要な事項					

- 注1 ※のある欄は記入しないでください。  
 2 2欄は資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は○印を付けてください。  
 3 3欄は未定のときは定まってから工事着手前に届け出てください。  
 4 7欄は他の法令の許認可等を要する場合のみ、その許認可等の手続の状況を記入してください。

様式第11号

<p>工事計画変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第2項・法第35条第2項〕の規定により、 次のとおり届け出ます。</p>	
許可の年月日及び番号	年 月 日 指令（ ）第 号
土地の所在及び地番	
変更した工事主住所氏名	
変更した設計者住所氏名	
変更した工事施行者住所氏名	
変更工事着手予定年月日	年 月 日
変更工事完了予定年月日	年 月 日
変更の理由及びその他要な事項	

工事概要書

1 工事主 届出者	住所				
	氏名				
2 設計者	住所				
	氏名				
3 工事施行者	住所				
	氏名				
4 土地の面積		平方メートル			
5 工事 の 概 要	ア 切土又は盛土を する土地の面積	平方メートル			
	イ 切土又は盛土の 土 量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ウ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	エ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 <sup>の</sup> 法 寸 法	延 長
				センチメートル	メートル
	オ 崖 <sup>がけ</sup> 面の保護の 方 法				
カ 工事中の危害防 止のための措置					
キ その他の措置					
6 着手前・工事完了後の土地	〔宅地造成・特定盛土等・土石の堆積〕に関する工事				

工事完了届

年 月 日

熊本市長（宛）

工事主 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項・第40条第1項・第21条第3項・第40条第3項}

の規定により届け出ました工事は、次のとおり完了しましたので報告します。

届出書提出年月日	年 月 日 第 号
工事施行者住所氏名	
土地の所在及び地番	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

摘 要	
--------	--

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

工事主 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項・第40条第1項〕の規定により届出を行った宅地造成又は特定盛土等に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。

前回届出の年月日	年 月 日
土地の所在地及び地番	
変更に係る事項	
変更の理由	
注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。	

<p>土石の堆積に関する工事の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項・第40条第1項〕の規定により届出を行った土石の堆積に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
前回届出の年月日	年 月 日
土地の所在地及び地番	
変更に係る事項	
変更の理由	
<p>注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。</p>	

<p>擁壁等に関する工事の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第3項・第40条第3項〕の規定により届出を行った擁壁等に関する工事を変更したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>前回届出の年月日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>土地の所在地及び地番</p>	
<p>変更に係る事項</p>	
<p>変更の理由</p>	
<p>注1 変更に係る事項の欄には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。</p>	



宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

工事主 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項・第38条第1項〕の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告について、次のとおり報告します。

1 工事主住所氏名				
2 土地の所在地及び地番				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令（ ）第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告時点における盛土 又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告時点における盛土 又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告時点における盛土、 切土、擁壁、排水施設 及びその他の施設に 関する工事の施行状況				
<p>注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。</p> <p>2 報告時点における施工状況を明らかにするための以下の資料を添付してください。</p> <p>(1) 位置図、平面図、断面図等の工事の施工状況を明らかにする図面</p> <p>(2) 工事（宅地造成又は特定盛土等）を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに5欄から8欄の状況を明らかにする写真</p>				

## 土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

工事主 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項・第38条第1項〕の規定により、  
土石の堆積に関する工事の定期報告について、次のとおり報告します。

1 工事主住所氏名				
2 土地の所在地及び地番				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令（ ）第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告時点における土石の堆積の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
9 空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の措置の状況				
<p>注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。          2 報告時点における施工状況を明らかにするための以下の資料を添付してください。          (1) 位置図、平面図、断面図等の工事の施工状況を明らかにする図面          (2) 工事（土石の堆積）を行っている土地及びその周辺の土地の状況並びに5欄から9欄の状況を明らかにする写真</p>				

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付申請書

<p>建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請するため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の建築（築造）計画が宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項・第16条第1項・第30条第1項・第35条第1項〕の規定に適合していることの証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本市長（宛）</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>		※手数料欄	
土地の所在、地番、地目及び地積			
宅地造成及び特定盛土等規制法許可番号		年 月 日 指令（ ）第 号	
規制区域区分		宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
建築（築造）計画	工事の有無及び種別	有（宅地造成・特定盛土等・土石の堆積）・無	
	敷地面積	平方メートル	
	用途	建築（築造）面積	平方メートル
	建築物等の種別	延べ面積	平方メートル
証明を必要とする内容及び理由			
※ 受付欄			
<p>注1 建築確認申請書の写しを添付してください。</p> <p>2 ※印の欄には、記入しないでください。</p> <p>3 不要の文字は、抹消してください。</p>			

制定 令和 7年 2月 6日都市建設局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成8年規則第15号）及び熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱（令和5年5月18日制定）に定めるもののほか、宅地造成等の規制に関し必要な事項を定めることにより、宅地造成等の規制に関する手続き等の事務の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地造成等 法第2条及び第10条に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。
- (2) 工事主 法第2条第7号に規定する者をいう。

(事前審査)

第3条 法第12条第1項又は第30条第1項に規定する許可を要する宅地造成等に関する工事を実施する工事主は、当該宅地造成等について、この要綱の定めるところにより市長の事前の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならないものとする。

2 事前審査を受けようとする工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事前審査申出書（様式第1号）又は土石の堆積に関する工事前審査申出書（様式第2号）及びその他必要な書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、事前審査の結果を当該工事主に文書により通知するものとする。

4 工事主は、事前審査において市長から何らかの措置を求められた場合は、当該措置の遂行状況について、文書により市長に報告するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に終了し、又は現に行われている事前審査に相当すると認められる行為は、事前審査とみなす。

# 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前審査申出書

年 月 日

熊本市長（宛）

事前審査申出者（工事主）

住所

氏名

（電話番号 - - ）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第1項・第30条第1項）の規定による（宅地造成・特定盛土等）に関する工事の許可申請を行うにあたり、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて、事前審査を申し出ます。

1 申請地の地名、地番			
2 申請地の概要	地目		
	面積	(公簿)	m <sup>2</sup> (実測) m <sup>2</sup>
3 土地の利用状況	工事着手前		工事完了後
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		溪流等への該当（有・無）
5 設計の内容	造成工事	切土 h= m、盛土 h= m、擁壁 h= m	
		崖面崩壊防止施設（ ）	
	排水方法	雨水の接続先は、(市道側溝、水路、 )	
6 設計者又は連絡者	(電話番号 - - ) (FAX番号 - - )		

## 土石の堆積に関する工事の事前審査申出書

年 月 日

熊本市長（宛）

事前審査申出者（工事主）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（電話番号      -      -      ）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第1項・第30条第1項）の規定による土石の堆積に関する工事の許可申請を行うにあたり、熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて、事前審査を申し出ます。

1 申請地の地名、地番			
2 申請地の概要	地目		
	面積	(公簿)	m <sup>2</sup> (実測)      m <sup>2</sup>
3 工事の目的			
4 設計の内容	土石の堆積	最大堆積高さ h=	m
		土地の最大勾配 (	)
		勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 (	)
		土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 (	)
	空地の設置 w=	m	
雨水その他の地表水を有効に排除する措置	雨水の接続先は、(市道側溝、水路、	)	
5 設計者又は連絡者	(電話番号      -      -      ) (FAX番号      -      -      )		

## 熊本市違反宅地開発措置要綱

制定	平成14年	6月14日	都市整備局長決裁
改正	平成24年	4月26日	開発景観課長決裁
改正	令和2年	3月31日	開発指導課長決裁
改正	令和5年	3月28日	開発指導課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、違法な宅地開発の是正、監督処分等に関する事務手続を定めることにより、違反行為の防止及び事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項から第4項に掲げるところにより、当該各項に定めるところによるほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の例による。

2 この要綱において「宅地開発」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

(1) 都市計画法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号から4号に定める行為

3 この要綱において「違反宅地開発」とは、前項各号の法律の規定に基づく命令、処分等に違反した行為をいう。

4 この要綱において「違反行為者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 都市計画法第81条第1項各号に該当する者

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第3項及び第39条第1項から第3項に該当する者

### (措置上の原則)

第3条 違反宅地開発に関する措置は、迅速かつ正確に処理し、不公平な処分にならないように十分留意しなければならない。

### (連携)

第4条 違反宅地開発に対し措置を講じるに当たっては、当該違反宅地開発に係る部局と連携し、対応しなければならない。

### (呼出・指導)

第5条 市長は、違反宅地開発の通報等があった場合は現地を調査し、違反の事実を確認しなければならない。

2 市長は、前項の調査により違反宅地開発と確認した場合は、違反行為者に対し違反の内容、法令等の根拠等を説明し、必要に応じて工事の停止、使用の禁止等を指示するものとする。

3 市長は、違反行為者及び違反宅地開発に関与したと思われる者を文書（様式第2号）により任意

に呼び出し、事情聴取するものとする。

第6条 市長は、違反行為者に対し原則として7日以内に是正計画書（様式第3号）を提出するよう指導するものとする。

（違反台帳等の作成）

第7条 市長は、第5条第1項により違反の事実を確認した場合は、違反報告書兼台帳（様式第1号）を作成しなければならない。

（指示書）

第8条 市長は、違反行為者が呼び出しに応じない場合、是正計画書を提出しない場合又は是正計画を履行しない場合は、違反の内容、法令等の根拠、是正内容等を記載した指示書（様式第4号）を交付し、違反宅地開発の是正を指導するものとする。

（勧告書）

第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく是正指導に応じない場合は、勧告書（様式第5号）を交付するものとする。

（完結）

第10条 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対しその旨を完了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（聴聞等）

第11条 市長は、勧告書による是正指導に応じない者に対して不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第1号）に基づいて聴聞を行うか、弁明の機会を付与するものとする。

（監督処分）

第12条 市長は、前条に基づき違反行為者からの聴聞等を行った後、違反を是正するための監督処分を行うものとする。

2 前項の処分は、違反行為者に対し文書（様式第7号）により通知するものとする。

3 都市計画法第81条第3項の公示は、様式第9号（熊本市都市計画法施行細則（平成8年規則第16号）様式第23号による標識）及び様式第10号によるものとする。

（電気、水道、ガスの各事業者に対する協力の依頼等）

第13条 市長は、都市計画法第29条第1項又は第2項に違反し、前条第1項の監督処分を受けた者の区域を所管する電気事業者、水道事業者又はガス事業者（次条において「電気事業者等」という。）に対し、供給の申し込みの承諾を保留するよう要請（様式第11号）するものとする。

（解除の通知）

第14条 市長は、第12条第1項の監督処分をした場合において、その処分を解除する必要があるときは、被処分者に対し命令を解除する通知（様式第8号）を、電気事業者等に対し供給の申し込みの承

諾依頼の解除を通知（様式第12号）するものとする。

（告発）

第15条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、著しく悪質と認めた場合は、所轄警察署長に様式第13号により告発するものとする。

（行政代執行）

第16条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、必要があると認めた場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく行政代執行を行うものとする。この場合の様式は、様式第14号から第17号までによるものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。ただし、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に係る違反宅地開発措置については、この要綱による改正後の第2条、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号の規定にかかわらず、同項に規定する経過措置期間中は、なお従前の例による。

様式第1号(その1)

違反報告書兼台帳			
違反場所	熊本市 (地目: )		
違反概要			
発見日・発見方法	年 月 日 通報・投書・パトロール・陳情・その他		
宅地開発事業の 目的・規模			
建築物の用途・ 構造・規模	造り地上	建築面積	m <sup>2</sup>
	地下	階建て 延床面積	m <sup>2</sup>
		敷地面積	m <sup>2</sup>
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
	用途地域	宅地造成工事規制区域 内・外	
	他法令指定区域		
工事進捗度	着工時期		
	違反行為完了		
事業主住所氏名			
工事施行者 住所氏名			
設計者住所氏名			
工事管理者 住所氏名			
土地・建物所有者 住所氏名			
応対者住所氏名			
違反法令条項	第 条第 項 法	違反内容	
許可の有無内容			



様式第1号（その3）

位置図（10,000分の1）

現況状況略図

様式第1号（その4）

撮影 場所		撮影年月日 時 間	年 月 日 時 分	撮影者 氏 名	

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

通 知 書

熊本市 〇〇〇〇の土地について、あなたに事情をお尋ねしたいので、下記によりご来庁  
ください。

なお、指定日時に来庁できない場合は、必ずご連絡ください。

また、本人に代わって代理人が来庁する場合は、委任状を持参させてください。

記

- 1 日 時 〇〇年 〇月 〇日 ( 曜日 ) 時
- 2 場 所
- 3 同伴者
- 4 持参する図書

是 正 計 画 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所  
氏 名

印

下記の 法違反については、下記のとおり是正します。  
また、是正次第、直ちに報告します。

記

1 違反場所	熊本市
2 違反内容	
3 是正内容	① 是正内容
	② 是正工程
	③ 是正完了期限 年 月 日

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

指 示 書

あなたの熊本市 法第 条の規定に違反しているのので、直ちに下記のとおり是正するよう指示します。  
の {開発行為・建築工事・宅地造成事業} は

なお、この指示に従わない場合は、 法第 条第 項の規定により監督処分をすることもあります。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

勸告書

年 月 日付け第 号の指示書により〔開発行為・建築工事・宅地造成事業〕に係る違反の是正の指示をしましたが、未だ是正されていません。

ここに、上記の指示書に従い違反の是正を行うよう勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、 法第 条第 項の規定により監督処分することとなります。

様式第6号

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

完 了 通 知 書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} につい  
て、是正が完了したことを確認しましたので通知します。  
なお、今後は適法に手続を進めてください。

監督処分通知書

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

下記のとおり、あなたに対し 法第 条第 項の規定に基づく処分を行います。  
なお、この処分に対し不服がある場合は、この処文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に熊本市開発審査会に対し審査請求をすることができます。

記

違反行為者	住 所	
	氏 名	
違 反 場 所		
違反根拠及び内容		
処 分 内 容		
備 考		

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

命令解除通知書

あなたの熊本市 における {開発行為・建築工事・宅地造成事業} につい  
て、 法第 条第 項の規定に基づいて 年 月 日付第 号で  
を命じていましたが、違反が是正されたことを確認しましたので命令を解除します。  
なお、今後は適法に手続を進めてください。

都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この                    は、都市計画法に違反しているので、                    年                    月  
日付で、同法第八十一条に基づき                    を命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、                    を行った場合は、罰せられます。
- 3                    年                    月                    日 

{	水道事業者名	}	}	}	}
	電気事業者名				
	ガス事業者名				

 に対して 

{	水道	}
	電気	
	ガス	

 の供給の申込みの承

諾を保留するよう要請しています。

年                    月                    日

熊本市長

様式第10号（都市計画法第81条第3項に基づく告示）

告示第 号  
年 月 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
- 2 命令に係る土地（建築物等）の所在地
- 3 命令の内容

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

都市計画法施行に係る協力について（要請）

このことについて、下記の開発行為については都市計画法第29条〔第1項・第2項〕違反のため、同法第81条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたので、〔水道・電気・ガス〕の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまで、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名
- 3 予定建築物の用途
- 4 行政処分の内容  
別紙のとおり（命令書の写し・告発状の写し）

様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

都市計画法施行に係る供給停止の解除について

このことについて、 年 月 日付第 号で依頼しましたことについては、その後は是正されましたので供給停止を解除されるよう通知します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名

告 発 状

第 号  
年 月 日

警察署長 様

告発人 官職  
氏名 印

下記のとおり、被告発人に対し 違反容疑により告発いたします。

記

- 1、告発人 住所  
官職  
氏名
- 2、被告発人 住所  
氏名
- 3、違反事実（具体的に）
- 4、適用される法律等
- 5、参考事項
  - (1) 告発に至るまでの経過及び措置
  - (2) 添付図書（現地図書・命令書写し・市広報写し・図面等）

（記載要領）

- 1 告発状の記載事項
  - (1) 告発人の住所、職名及び氏名
  - (2) 被告発人の住所又は所在地及び氏名又は名称（代表者氏名）
  - (3) 告発理由及び違反事実（具体的にかつ簡潔に記載すること。）
  - (4) 適用する法律名及び条項
  - (5) 告発に至るまでの経過及び是正措置
  - (6) 告発年月日
  - (7) 警察署長（司法警察職員）宛書
- 2 告発書記最上の注意点
  - (1) A4用紙に横書きとすること。
  - (2) 違反行為を十分立証すること。
- 3 告発書証拠種類
  - (1) 違反報告書兼台帳
    - ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。
    - イ 報告者の職名及び氏名を記載すること。
    - ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

- (2) 現場写真
  - ア 違反の状況が明瞭に判るような写真を添付すること。
  - イ 撮影者の職名及び氏名を記載すること。
  - ウ 撮影年月日及び時間を記載すること。
- (3) 関係図画
  - ア 図画に違反の事実が明瞭に判るようにすること。
  - イ 図画作成者の職名及び氏名を記載すること。
  - ウ 図画の作成年月日を記載すること。
- (4) 監督処分書（写し）
- (5) その他参考資料（指示書、勧告書、通知書、市広報の写し等）
- (6) 配達証明書の写し

戒 告 書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

あなたに 月 日付第 号で 法第 条第 項の規定に基づき処分を行いました  
が、未だ義務が履行されておられませんので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項  
の規定により下記のとおり戒告します。

記

次のことについて、 年 月 日までに必ず履行してください。  
(履行内容)

もし同期限までに履行されない場合は、行政代執行法第2条に基づき代執行を行い、これに要し  
た費用をあなたから徴収します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第14  
条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対  
し異議申立てをすることができます。

代 執 行 令 書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

あなたは 月 日付第 号による戒告にもかかわらず、その義務を履行されておられません。  
したがって、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に基づき下記のとおり代執行を実施します。

記

- 1 代執行内容
- 2 代執行費用（概算見積額） 円
- 3 代執行責任者 職氏名
- 4 代執行の実施時期 月 日（曜日）時から

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

代執行費用支払通知書

年 月 日に実施しました行政代執行に係る費用を下記のとおり徴収しますので、行政代執行法第5条に基づき通知します。

記

- 1 徴収する費用額 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 納入方法 別途納入書により納めてください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

執行責任者証

第 号  
年 月 日

所 属  
職氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

熊本市長 印  
(開発指導課扱い)

記

- 1 行政代執行をなすべき事項  
代執行令書（ 年 月 日 付第 号）記載の熊本市 町 番地以内の 不法  
建築物の除去
- 2 行政代執行をなすべき時期  
年 月 日から 年 月 日までの間

行政代執行法（抄）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

熊本市「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き（令和7年5月）」

《改訂履歴》

- 初版 令和6年11月27日（暫定版）  
第2版 令和7年3月11日（令和7年3月版）  
第3版 令和7年5月13日（令和7年5月版）

熊本市都市建設局都市政策部  
都市安全課盛土指導班

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
電話 096-328-2926